

第9日目（12月9日）

○議 長（塩川裕紀君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

[午前9時33分]

○議 長 本日の日程は、議事日程（第3号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号13番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、朝早くからご苦労さまです。それでは、12月議会一般質問2日目のトップバッターです。通告に従って、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、大項目4点であります。昨日の一般質問でも一定程度答弁をいただいている点もありますが、ダブる点は簡潔に答弁いただき、深めていけたらと思います。

### 1 米価暴落の不安への対応について伺う

まず大項目の1点目、米価暴落の不安への対応について伺います。令和7年産米の価格はこれまで経験したことがない高値で取り引きされています。全国平均でも2024年産米の1.6倍、2023年産に比べると2.4倍の高値となっています。しかし、米の流通販売の現場では既に米余りの兆候が起きています。令和7年6月から令和8年6月までの需要の見通しは697万トンから711万トンと予想されていますが、令和7年産米の生産量は728万トンから745万トンと見積もられており、需要量より供給量が大きく上回りました。

これに加えて、政府備蓄米60万トンが市場に放出されています。さらに政府輸入のミニマムアクセス米が8万トン売り渡されています。さらにこの上に1キログラム341円の関税を負担した一般輸入米が8.65万トン、既に流通しています。この状況は、国内の米市場は既に米余りの状態だと思えます。令和7年産は高い仮渡金が払われていますが、令和8年産の生産者価格は大きく下落する可能性が高まっています。

こうした状況を踏まえ小項目の1点目ですが、令和7年産の主食用米の増加は、飼料用米、酒米、加工用米を作っていた生産者が高値の主食用米に切り替えただけで作付面積は増えていません。こうした下で令和8年産の価格が暴落し、2023年産の水準に戻ることであれば、離農が一気に加速することが懸念されますが、市として何らかの対策を考えているか伺います。

次は、小項目の2点目です。離農を食い止めるためには米価の安定が欠かせません。国はナラシ対策や農業共済、さらに収入保険などのセーフティネットを用意していますが、いずれも所得を補償するものではなく、長く続いた米価の低迷とロシアのウクライナ侵攻後の生産コストの高騰が、小規模農家だけでなく大規模農家の経営にも大きな打撃を与えました。こうした下で安心して農業を続けるためには、価格保証・所得補償が欠かせないと思えます。これを国に求めていく考えはないか伺います。これまでも繰り返し質問してきた点ですが、改めて現在の米をめぐる情勢の変化の下でお聞きいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、中沢議員のご質問にお答えしてまいります。

### 1 米価暴落の不安への対応について伺う

米価の暴落の不安に対する対応について伺うということでもあります。(1)番で、今後米価の暴落が起これば離農が加速するが、対策を考えているかということと、(2)番、離農を食い止めるためには米価の安定が欠かせない。国に価格保証・所得補償を強く求めてもらいたいが、いかがかということで、この2つの質問は一括して、そちらのほうが答えやすいので、いいですか。申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひします。共通する部分がありますので、申し訳ありませんがそうさせていただきます。併せて回答いたします。

12月2日の日本経済新聞——これは会員限定の記事のものですが——によると、11月上旬時点の米の平均店頭価格は5キログラム4,316円、令和6年産米が出回っている中にもあっても、集計が始まった2022年3月以降で最高値と報道されていました。しかし一方で、政府においては2026年産主食用米の生産量の目安を711万トンとすることが検討されているということでもあります——ちょっと数字があれしたら申し訳ありませんけれども、大体そのくらい——検討されておりまして、今年の収穫量見込みが748万トンであります。これと比べても大幅な減産となることから、昨日も猫の目農政みたいな部分のやり取りをここでもしました。いっぱい作れと言ってみたり、あまり作るなどと言ってみたり、あるわけでありませう。今後、供給の過剰で価格が下落するのではという懸念が生産者を中心に広がっているのは、もう議員の言われているとおりでと思います。私も心配なところであります。

そうした状況においても、肥料または農業用機械などの値上がりは続いているという状況で、米の生産に係るコストは上昇している。コストの米価格への適切な価格転嫁はどうしても必要なことだと思います。もちろん作り手側は、そうでなくては困るわけですね。

価格の大きな乱高下は——私は今のお米が高くなっている、それが際限もなくというところもまた困りますけれども、農業もやってきた一人として思うのは、これまであまりに安過ぎたというところが本当にあると思います。言葉は悪いですけども、生かさず殺さずみたいな、そういうことから脱却していく意味においても、米価がある程度の高さになってほしい。何か米価だけが狙い撃ちされていて、お米券の問題もそうですけれども、何かちょっと違うという違和感はないですか。私はあるのです。ほかの物価も全部上がっているのに、米だけがこういう本当の根底的な——成り立っていくのかという議論を少し離れて、何か米価だけの問題を報道されているのに少し危惧するところが私は多いのですが、議員もそうではないかという思いはしております。

繰り返しますが、価格の大きな乱高下はやはり安定しませんので、農業者の安定的な生活を、また活動を脅かすものとなり、望ましいものではないと考えています。米の価格は市場経済で決まるため、市として介入することはなかなかできませんけれども、米生産を中心と

した農業は私どもの市の基幹産業でありますので、そういう意味からも万が一価格の暴落が起きたなんてことになれば、これは国に対して価格保証や所得補償を強く求めていくつもりでありますし、そうならないような方策を慎重に行ってほしいという思いであります。離農を食い止めるために、国や県の対応を私どもとしては注意深く見守って、市として必要に応じて適切な対策を講じていくべきであると考えています。

農業者団体の最たるJAからもいろいろな要望が今来っています。こういったこともつぶさに見ながら、今日ここでは細かく言いませんけれども、そういう心配のほうももちろんあって、いろいろな話が来ておりますし、私どもそういうことへきちんと耳を傾ける中でちゃんとした道筋をやるべきはやり、そして訴えるべきは訴えていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議 長 13番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 米価暴落の不安への対応について伺う

市長も同じ思いでやられるということですが、米の価格が下がるときには国にも求めていくという話ですが、市として今年から農業機械の購入補助金を始められました。先ほどJAからも要望があって検討もしているというお話でしたけれども、それに具体的にこういうことをぜひやりたいというようなことが、ここで話しできるようなものがあつたら示していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 米価暴落の不安への対応について伺う

令和7年度一番、すごく目玉的な施策になった農業機械の購入補助金については画期的と言えば画期的だったと思います。やはり思いはいろいろなこの地域の環境も守ったり、強いて言えば熊の話が専ら今回多いですけれども、例えばそういう、我々にとって害するという対象としての獣の出てくるところ——農業耕作を放棄した場所が広がっていけばそういうところがどんどん広がっていくわけです。そういうことも防ぎたいという様々な理由からあの支援制度を行ったわけです。やはりこれをやめるといふわけにはいかないのではないかと。そういう意味で、これをまた継続していくことも含めて今検討中ということでもあります。

加えてもう一つは、中沢さんも農業をずっとやられておられますし、やっていて分かるではないですか、一番は機械と肥料。ここに農業者は物すごくコストがかかって、やはり最後に見てみると、これだけ頑張ったのにこれしか手元に残らないのか。もしくはぎりぎりなのかという思いをしてやってきたのではないのでしょうか。なので、私としては前から持論として思ってきたのは、そこをどうやって手当てしていくか。

農協という団体もありますけれども、我々ができることとして考えているのは、道の駅を造りますよね。こういったところの近くなのか、その中なのか検討はまだこれからですけれども、私は農業者がいかに楽になるかということが自分の何となくずっとテーマなのです。なので、機械をなるべく共同化していくということは、本当はもっとはるか前からやるべき

だったと思いますけれども、そういったことに触れていけるような施策展開というか、市のいろいろなことの施策の展開が今こそ求められているのではないかと思うのです。共同で例えば保管する。共同で精米とか——今精米機も個々の農家にとっては大変な負担ではないですか。例えば色彩選別機もそうですよね、機械の性能もどんどん上がっていく。それは高コスト化してきていますから。乾燥・調製の苦勞とか、こういったものをいろいろの意味で関連していけるようなところの展開が——ちょっと中長期的になるかもしれませんが、そういったことに取り組んでいくのが、全国から我々が聖地と評価されているところの取組の大きなところではないか。

加えて、これだけではなくてみんなが渇水への危機感もあるわけです。こういったことにも全部市はこれまで着手してきておりますが、これらのところをいかに細やかにやっていくかというか、なるべく安心させてやっていくかというのは、ただの金額の面だけではない。しかもその農業者にそれを負担させないということも含めてこれまでやってきました。

ただ、これがずっと常態化した場合、果たしてそういうことができるかといったときには、もしかすると農業者にとってまたもう一回コストの負担感を感じなければいけないような、そういう場面も考えられるわけです。負担をしなければいけないということで、これをいかにさせないで頑張っていくかというところが、我々が目指すべき姿かと思っていますけれども、どうでしょうかという思いです。

○議長 13番・中沢道夫君。

#### ○中沢道夫君 1 米価暴落の不安への対応について伺う

大変よく分かりました。昨日の質疑の中で市長も今の規模拡大一辺倒の国の進め方だけでは駄目だということも理解していると思うのですが、昨日の産業振興部長の答弁でも、大規模化だけではなくて小規模農家への支援も欠かせないという答弁いただきましたので、やはり今続けたいと願っている方が続けられるような施策を本当に続けていってほしいと思いますので、どうかそういう点で対応していただきたいと思います。

#### 2 熊被害への対応について伺う

では、大項目の2点目に移ります。これも昨日、大分議論のあった点ですが、今年は特に熊の目撃情報や人身被害が全国で多発し、南魚沼市も例外ではありません。私の自宅近くでも柿の木に登っている子熊が目撃され、様子を見に行きましたら、近くの木の上にいるのを私も直接見ました。野生の熊を見たのは初めてです。小さい子熊でしたけれども、事態がここまで進んでいるのかと実感したわけですが、専門家によれば人馴れした熊が増えているとのことで、常に人間の生活圏の近くで生活する熊が増えていて、人の作った農作物はうまいし、人もそれほど怖くないと学習した熊が増えているという指摘もあります。

そうした中で小項目の1点目です。現在の主な対策は駆除することだと思いますが、対応する猟友会などの人員の確保はできているのか伺います。私が目撃した熊の対応についてもほかでも見つかって、そちらに行っているのですぐには来られないというようなお話もそのときありました。そういうことで人員の確保ができているのかを伺います。

小項目2点目ですが、今アーバンベアと呼ばれるような人の生活圏の近くで生活する熊の増加は、私たちがこれまで経験したことのない事態だと思います。人と熊の関係が新たなステージに移行したと考えますが、今後の対策をどのように考えているか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 熊被害への対応について伺う

それでは、中沢議員の大項目2点目の熊被害の対応について伺うということで、(1)番からお答えします。猟友会などの対応など、対応する人材の確保はできているのか。今回やはり皆さん熊への危機感で大変この質問が多くなっていますが、かぶる部分があるかもしれません。昨日の寺口議員、それから大平議員のほうにもお答えしています。ただ、きちんとまたお答えします。よろしくお願いします。

猟友会員の高齢化は、当市だけではなくて全国的な課題であります。その解消のためといえますか、それに対応するためには何より狩猟に関心を持っていただいて、第一種の銃猟許可を取得する人が増えるような方策を考える必要があると思います。この猟友会員という問題にスポットを当てればです。誰もがこれは異論がないところだと思うのです。それではどうするかということですが、まずは入り口として多くの方から銃による狩猟に興味を持っていただくこと。そのきっかけとして銃の体験研修とか射撃見学とか、模擬銃の体験とか、またはやはり先輩の皆さん、狩猟を行ってきた経験豊富な先輩ハンターの体験談を聞くなどの研修会を開催していることを、周知していくことが大事であるかと考えます。

また、狩猟免許の新規の取得とか、免許書換えの更新時に必要となる経費の一部を補助するとか、経済的なご負担を軽減する取組によって新規取得者の増加を図っていきたい、まずはこれを第一義に考えています。

新規取得者が増え人員が確保できたとして、次の課題は何か。ハンターとしての技術を身に着けることと言われています。これはやっている方々がみんな同じことを言います。免許を取っても一朝一夕に技術は習得できないです。当たり前と言えども当たり前です。本当にそんな簡単なものではないです。

例えばちょっと生々しい言い方で悪いですけども、動いている熊、動いているこの熊のどこを狙ってやはり効果的に撃つとか、どこにわなを仕掛けて誘導することがいいとか、ベテランの方にやはり一緒について回るといふか、帯同して一緒になってやはりその経験を教わりながら積んでいく。そういう積み重ねでしか身につかないものだと言われてますし、まさにそうだと思います。

そういった意味においては、昨日の答弁で直近の5年間——令和2年度から令和6年度までのことをいっていますが——新規取得者の実績が11人です。平均年齢は49歳です。人員確保には少なくともつながってきているというふうには思っています。が、対応する人材の確保という面では、これだけの増え方ですから、これはこれまでの想定をはるかに上回っている。なので、十分とは言えないかもしれません。そのためベテランの方から技術を継承できる仕組みを、やはり猟友会の皆さんのご意見を十分聞かせていただき、また話し合っ

えていくことが必要であると考えています。

2番目です。これまでとは違うステージに移行したと考えるが、今後の対策はということであります。ご承知のとおり熊による人的被害対策として、一定の条件を満たせば自治体の首長の判断で市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行され、既に全国で多くの事例が報告されている状況で、当市も初めての事例がありました。先ほどの中沢議員の奥のときも、そういう事態に発展しそうだった。これは正直なことを申し上げている。しかし、それがその場所からなくなったと言ったらいいのか、そういうことでしたが、要するに言いたいのは、緊急銃猟に及ぶ事案が今年は1件ありましたけれども、そういう数ではないのだということであります。

現在、熊が現れたときに緊迫した最前列に立っていただくのが、何度も私は申し上げていますが、猟友会の皆さんにほかならない、民間の方です。決してそれを使命として職業でやっている人たちではないのです。この皆さんにお頼みしてやってもらっている。そういう任を負わせていることを前提とした法律や体制でいいのかということが、私が本当にずっと訴えてきたことですし、さきの首長に緊急銃猟の許可を与えるみたいな、そういう角度でいいのでしょうかという感じです。

今警察権に及ぶライフルの訓練というか許可というか、そういうものが随分改まったとは思いますが、しかし一朝一夕にそれが簡単にできるわけではないのです。大変な課題だと思っています。これまで以上に猟友会の皆さんのご意見も伺いながら関係機関との連携、連絡体制の強化、または制度そのものもう少し実態に即した形で——恐らくこれをきっかけにいっぱいそういう議論になってくると思います。ここを注視もしたり、またいろいろ我々も関心をずっと持ち続けていきたいと考えています。

最後のほうにいたしますけれども、国からそういう意味で——ちょっと繰り返しになりますが、内容としてはクマ被害対策パッケージが打ち出された。本当に前向きにようやくこういうふうになってきた。直近に必要な資材の購入とか、この支援を活用した緊急的な対策はもちろんですけれども、短期的、中期的な対策として資機材の整備——昨日もいろいろな議論になりましたけれども、やぶの刈り払いといったことは熊だけの問題ではなくて、環境の問題も全部あるから、そういったことも併せ持ってやっていくとか、例えば里山整備。我々としては森林を何とかしていこうということですが、これは猿、熊、鹿、イノシシ等に通じる、やはり環境を守っていくということになりますのでやりたい。

逆に言えば、有害鳥獣とみなしている獣たちに何か罪があるわけではなくて、出てきてしまうわけです。このすみ分けも含めてこういった整備をやはりやって、鉢合わせにならないという環境をつくっていかなければならないということでもあります。銃猟するだけが対策ではないわけでありまして。こういったことに努めてまいりたいと考えております。

中長期的には人の生活圏から有害——そういうことで我々とバッティングしてしまう熊のほか、そういう野生鳥獣の排除といいますか、追いやるといえるか、そういうことをやっていかなければならないと思います。答えになかなか全部すっきりいきませんが、そうい

ったことを併せ持ちながらやっていかなければならないと考えていますし、私どもとしては予算化も含めて十分、最重要課題としてこれを位置づけて取り組んでいきたいと考えています。

○議 長 13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 熊被害への対応について伺う

私が猟友会の人員確保という質問をしたので猟友会の皆さんのことを中心にお話しいただきましたが、技術の伝承やそういうこともいろいろ考えると、猟友会だけに任せておいてもなかなか必要な人員確保をするというのは難しいのではないかとというのは私も感じます。猟友会だけではない——昨日もいろいろ議論がありましたけれども、対策というのは必要ではないかとは思っています。私が猟友会の人員が足りているかみたいな書き方をしたので、市長のそういう答弁になったのだと思うのですが、ほかもやはり含めて熊対策の人員というのは確保していく必要があるのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 熊被害への対応について伺う

もし私の答弁がずれていたら、ちょっとのみ込めないところもあるので、そうしたらまた指摘してもらいたいですけれども、昨日のほかのお二人の議員とのいろいろな議論のやり取りの中で、ガバメントハンターという言い方——何か横文字はあまり好きではないのですが、要するに銃を撃てる公務員ということです。要するに我々の中に、言葉はふさわしくないけれども、自衛をするためのそういう組織を新たにつくりなさいと言っているのに等しいのです。

これは5年前から私はそういうことを検討する必要がある出てくるということを書いてきました。なかなかそういう感じに進みませんでした。やはりもう5年も遅れているわけです。ただ、そう簡単にこれも出来上がらない。難しい問題だと本当に思います。普通の方が何か手伝いでできるような内容でもないと思うのです。すごく難しい。もし議員にお考えがあるのであればここで、いい場所なので、こういったことを考えないかということ逆を提案してもらいたいくらい私も苦しいです。

ただ、同じ猟友会の中でもわなを中心にやれる人とか、例えば銃だけではないです。そういうことができる方とか、何かそういうところを考えます。そして地域を守るという意味でもしもそれが——これからは私の私見ですけども、もしも地域を守らなければいけなかったらどういうことをやらなければならないかという中で、自分の思いを少し話をさせてもらおうと、12の地域づくりをやっています。それぞれのところがみんな困っているわけです。だから、直接銃を持たなくても、昨日どちらかの議員からカメラのこととか資機材の話がありました。例えばこういう設置だって、熊追い払いとか、例えばここに寄せつけないための防衛のためのそういうものにもつながるかもしれないし、そういう熊とかの脅威も含めた中で、逆に言えば、広義の意味では森林をいろいろ整備をしている森林組合とか、森林組合だけで今手が回らないわけだから、例えば民間の建設業の皆さんの中に、今森林のことに手を全部

やっつけられる部隊をつくってくれている建設業界のところも何社か出てきています。新しい会社も立ち上がっています。こういった皆さんのところを促進させていくことは、広義の意味においてまたそういう野生鳥獣の問題にも絡んでいくわけだから、そういうことではないか。だから、一つの銃猟のところだけを見ては分からないと思います。

加えて最近、甲斐犬の問題が出ています。犬です。今犬にほえられなくなったと思いませんか。だけれども、小型化しているかもしれないし、やはりかわいい存在だから、今外で犬の声を本当に聞かなくなっているという状況を、我々この脅威にさらされている中では、例えば甲斐犬というとすごくどうもうとっては悪いけれども、戦闘意識の強い、今それが見直されているのです。柴犬を超える存在です。例えばそういうもののこれからの在り方とか、もちろん電気柵もあるでしょうし、こういったことをいろいろ合わせ技でやっていくということになるのではないのでしょうか。あくまで駆除というものだけではなくて、寄せつけないというところも含めて、やはり中長期的にも考えていくというスタンスで私はいろいろな方々の取組の仕方が、関与があり得るといふふうに思います。答えになっているかどうか分からないですけれども。

○議 長 13 番・中沢道夫君。

### ○中沢道夫君 2 熊被害への対応について伺う

いろいろな形での人員の確保と、あと 2 点目の答弁の、今後の対策の中身とも絡むと思うのですが、今市長がおっしゃったように専門家も、かつてのように山村住民の存在自体が森と里の間にバリアを形成したそういう時代では今はない。過疎・高齢化という悩みは交通や福祉、商業といった生活課題と同じく、人間と野生の関係にも重い影響を及ぼしている。だからこそ熊問題は地域社会の課題として複合的な対策が必要だといふふうに述べています。

なので、地域防災の観点から総合対策が必要だといふふうに指摘をされています。まさに今市長がおっしゃったことと同じことなのではないかと思えます。そういう点で人員の確保だけではなくて、里山再生事業とかそういうことも含めてやはり総合的な対策、災害対策をやっていく必要があると思えます。今答弁していただきましたので、ぜひそういう方向で複合的に捉えて取り組んでいっていただきたいと思えます。

### 3 介護人材の確保はできているのか伺う

それでは、次に大項目の 3 点目に移ります。介護人材の確保ができていないかについて伺います。昨年の全国の介護事業所の倒産、事業を停止した休・廃業、解散は、過去最高の 784 件と報告されています。さらに今年は昨年を既に上回る倒産や休・廃業となっています。この背景には昨年実施された訪問介護の介護報酬の引下げも影響しているものと思われま

す。そこで、小項目の 1 点目です。市は介護人材確保緊急 5 か年事業にも取り組んでいますが、人材不足で必要なサービスを提供できないなどの話も聞きます。人材確保ができていないのか伺います。

次に、小項目の 2 点目。1 点目と関連しますが、介護者が希望するサービスの提供が確実に行われているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 介護人材の確保はできているのか伺う

それでは、中沢議員の大項目3点目、介護人材の確保ができているのかの中で、まず(1)番ですが、必要な人材の確保はできているかということであります。新潟県の高齢者保健福祉計画というのがあります。ここでは高齢化の進展に伴って介護需要が増加する見込みとなっており、本計画の終期である令和8年度に向けての試算では、年間約320人ずつ介護職員を増加させる必要があるとされています。

しかしながら、南魚沼市も含めて県内においては介護施設、介護事業所の多くで人材の不足感が大きくなっているのではないかと考えています。南魚沼市においては毎年4月1日時点で実は調査をします。介護人材実態調査というのを毎年実施していますが、前年度中の人材確保状況を把握しているということになるのですけれども、令和7年度の調査では訪問系サービスにおいて、令和6年度中の採用者は3人、離職者はゼロ、令和7年4月1日時点の在職者数は、正規・非正規職員を含めて39人となっている。また、介護職員の過不足状況については、訪問系サービス5つの事業所のうち、不足と回答した事業所が1か所、やや不足していると回答した事業所が2か所というふうに聞いています。

市では独自の支援として、令和3年度から介護人材確保緊急5か年事業を実施してきています。新規移住・定住就職支援金及びカムバック支援金では、開始から延べで57人の方へ支援を実施してきております。令和7年11月14日時点では——ついこの間なのですけれども、そのうちの36人、63.2%の介護職員の方が引き続き在職しているということから、十分とは決して言えませんが、でも一定の効果はこのことによってあるというところであります。

南魚沼市としては、介護人材確保が困難な状況であることを踏まえて、今後も持続可能で安心して利用できる福祉介護サービスの推進を図るため支援を続けていきたいと考えております。今も何年もこれを続けていますが、いろいろ改良も含めていろいろ考えてみたいと思っております。

2点目の、要介護者の要望に答えられているかということです。市内の訪問介護事業所の数ですが、今年の11月末現在で3か所であります。数年前に比較しますと訪問介護事業所は減少していることから、ケアマネジャーからは時間帯によっては訪問介護サービスを受けることが難しい状況があるというふうに伺っています。小規模多機能型居宅介護などの通所サービスや訪問サービス、宿泊サービスなどの様々なサービスを組み合わせることにより対応しているのが今の状況であります。

一方で、市の令和7年10月時点の高齢化率です。前年と比較をしますと0.4ポイント増えまして、今高齢化率は35.7%と増加していますが、要介護認定者の皆さんの数で言うと、前年と比較して52人減りまして今3,418人となっています。介護申請の状況では新規認定者の高年齢化が進んでいる状態がありますけれども、要介護認定を受けても介護サービスの利用を開始しないという方もいらっしゃる。市としては、社会福祉協議会で実施している有償ボランティアの皆さんのなじょもネットとか、またシルバー人材センターによる掃除をしてい

ただ、洗濯をしていただく、ごみ捨てなどの手伝いをしていただくなどの有償サービスを利用することで、介護保険サービスの利用がなかなかないという方についても、ある程度充実して生活している方もいらっしゃるということから、今後も必要なサービスを適切に受けられるように対応していきたいと考えております。最初の答弁はこのくらいにさせていただきます。

○議 長 13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 介護人材の確保はできているのか伺う

人材確保もなかなか大変だということですが、介護人材確保緊急5か年事業の中で大分人材の確保も、それによってかどうかはちょっと分かりませんが、進んでいるということです。これを今後も続けていかなければならないと思うのですが、その辺については市長はどう考えていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 介護人材の確保はできているのか伺う

まだ緊急5か年中でありますので今後になりますけれども、緊急5か年と区切っているのはよくご存じだと思いますが、知らない方も多分いるかと思うので、ふるさと納税とかも含めていろいろな意味で今南魚沼市は緊急5か年を連発しているのです。やはりいろいろなご寄附を使って、一般の財源からではない、そういう新しいことに立ち向かうためにもふるさと納税を使わせていただいたりしている中の一環で間違いないわけですね。そういう中ですので、ふるさと納税という制度が終わってしまった場合には続けることがなかなか、ほかの財源を見つけなければいけない。だから、そういうやり方をやっていますが、一応、でもそこで一旦止まってよく検証して、新しいものはどういうふうにすべきかということをやっていかなければならないと思うのです。

この中において私は、この事業は——まだ私見です。まだ決まったわけではないですが、拡充はあっても小さくすることはないと思います。それほど重要なやはり政策ではないかと私は思っています。よろしいでしょうか。

○議 長 13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 介護人材の確保はできているのか伺う

ぜひ継続して確保に努めていただきたいと思いますし、隣の魚沼市では夜勤をする介護士の皆さんに市が独自の支援をしているのですが、そういう支援をするようなお考えはないか、その辺を聞かせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 3 介護人材の確保はできているのか伺う

これは通告がきちんとある方で、次の議員さんがいらっしゃるので、そこで随分私は用意してきております。少し通告外だというふうではないのですが、関連があるのですけれども、そういうことも含めていろいろ検討しなければならない。だから、議論を止めるとかではなくて、どういう在り方が一番いいか。ただ、その1点だけ向こうがやっているからすばらし

いとかではないのです。こちらでいろいろやっていることもいっぱいある。よそのうちの芝が青いだけのそういう議論は、やはり一般質問にはふさわしくないと私は思うのです。そういう意味で言っているのではないでしょうけれども、なので、全体を見通した中でどういうことができるかということを含めてやっている。福祉の関係の事業所の施設整備まで突っ込んでやっているのは県内ほとんどないのです。全国でも珍しいのです。そういうことがそれぞれの職員さんたちの給与を逆に安定させていくことにもつながっていく。だから、そこだけ見ても私は思いますけれども、これ以上はちょっと差し控えさせていただきます。できれば新人に譲ってください。

○議 長 13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 介護人材の確保はできているのか伺う

分かりました。では、2点目はぜひ介護者の要望に応えられるような、いろいろな介護だけではないという話も先ほどありましたので、ぜひそういう点での対応にも努めていただきたいと思います。

4 城内診療所の廃止について伺う

では、大項目の4点目に移らせてもらいます。城内診療所の廃止について伺います。市長の所信表明の中で城内診療所の廃止が触れられていて驚きましたが、議会が開会した後の12月2日に住民説明会を患者さんを中心に行いました。そして開会中の社会厚生委員会で報告があったわけですが、非常に唐突な対応と言わざるを得ません。

医療のまちづくりに関する骨太の全体計画の中で方向性を示してきたとの報告もありましたが、市民病院事業に移行してまだ3年目です。説明会では、市民病院としてもどんぐりこどもファミリークリニックとの関係を推進するとともに、外来、病棟、訪問看護、通所リハビリ等、全体で城内地域を支えていきますと述べていますが、具体的な内容が明確になっていません。どんぐりこどもファミリークリニックとの具体的な関係や市民病院からの支援の内容を具体的に明らかにして、城内地域の住民の皆さんの了解を得る必要があるのではないかと思います。本定例会での条例改正などあり得ないと思いますが、そうした点から、以下3点伺います。

小項目の1点目ですが、どのようなスケジュールで進めようと考えているのか伺います。

小項目の2点目です。患者の負担増にどのように応えようとしているのか伺います。説明会に参加した方から、城内診療所なら自分の車で行って受診できるが、市民病院に行けと言われればとても駐車場から歩くことはできない。AIオンデマンドシステムを利用するようにとのことだが、ドア・ツー・ドアでなければ乗車場所まで行くのが大変だなどの声も聞かれました。こうした声にどのように応えていくのか伺います。

次、小項目の3点目です。大項目の先ほど触れた介護の話とも関わりますが、城内診療所には訪問介護事業所が入っているわけで、この扱いをどのように考えているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 4 城内診療所の廃止について伺う

それでは、中沢議員の4番目の大項目、城内診療所の廃止について伺うということでお答えしていきます。

(1)番、どのようなスケジュールを考えているのかということ、前段、そういう方向性は考えられないという話ですが、実は唐突でもありません。もう既に何年も前に医療のまちづくりに関する骨太の全体計画の中で医療の進め方のこともこれは触れてきています。そういうことが少し前倒しになった感があることは否めないところもあるかもしれません。そのことについては詳しく説明も、私とそれからこの後、項目によっては病院事業管理者のほうからも答えてもらうことにします。事、重要なことなので、最初の答弁は非常に大事だと思うので、きちんとやらせてもらいたいと思います。

城内診療所につきましては、患者数の減少が見られます。それに伴う門前薬局の経営状況の悪化があります。近隣に開業したどんぐりこどもファミリークリニック、井口先生であります。若き先生であります。井口先生からその当該地域のことも含めた地域医療を担っていただけるという見込みが立ったということから、令和7年度末で廃止する旨の条例改正案について、今回定例会で皆様にお諮りさせてもらいたい。追加議案として提出する予定とされています。

今後は利用者に寄り添った丁寧な説明をしなければいけません。そして現在、市が進めているAIオンデマンド交通の導入は、ほとんどまだ地域の人たちはそうは知らないはず。若干説明も始めてきていますが、こういったこともある中で、現在城内診療所につきましては送迎まで行って非常に手厚くやっているわけです。これらの移行する期間の保証と申しますか、やはり皆さんにいろいろな意味で変化をもたらすわけだから、市としてその部分についての不安は解消しながら、しかし将来はこうなります、安心して下さいということについては説明をやはりもっと加えなければいけないというふうに私も判断しておりまして、地域の方々の利便性が損なわれることがないようにしたい。

今後、何よりも当該地域の皆さんから今ほど言ったように安心感を持っていただくため、私が地域に入りまして説明会を行う予定を立てています。できれば、ちょっときついのですけれども、年明け早々に早い段階で当該と思われる、例えば城内、五十沢、大巻の地域——必要があれば加えてもいいですけれども、そういったところに対してもう日程も今決めまして、この地域に私から入っていき、事、城内診療所だけの問題ではないです。AIオンデマンド化でどういう新しいことが達成できるのかということも含めて、私は十分ご理解いただけるものと思います。

事、医療の問題は手をこまねているわけにはいかない。この後、病院事業管理者のほうから説明してもらいますが、なぜこういうふうにするのかということを書いて安心してもらいたいと思っているわけです。地域医療の将来を担っている我々の責任は、賛成か反対かとか、そういう問題ではないです。なので、こういったことをやって本当に皆さんの安心を含めて担保しながら前に進みますということ、それはいろいろな何か変化があると、必ずそれはハレーションを起こします。ゆきぐに大和病院のときにそうだったではないですか。私

はいっぱい入りました。でも、今私は顧みて恥ずかしいことは一つもありません。もしあのときにやらなかったら今物すごい状況になっていると思います。

だから、こういったことは必ずある。なので、唐突だとか、そういう言い方だけではなくて、一緒にそこを守っていくという意識の中から、ぜひまた再質問が私にあればお願いしたいと思いますが、これからはほかの点につきまして、病院事業管理者のほうから答弁をしてもらいますのでよろしくをお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 城内診療所の廃止につきましては、これまでの経緯についてまずご理解いただきたいと思っております。まず南魚沼市医療のまちづくり検討委員会におきまして令和2年3月から議論が行われ、城内診療所は病院事業会計に組み入れた後、南魚沼市民病院への統合を検討すべきとの提言書が令和2年9月29日に提出されました。

その後、南魚沼市医療対策推進本部会議を経て、令和6年3月29日に改定された医療のまちづくりに関する骨太の全体計画において、条例改正により城内診療所を市民病院の附属診療所としましたが、令和7年度に近隣で開業する民間診療所の状況を注視していくとの方針が示されました。そして令和7年5月には、南魚沼市泉地内に市内出身の井口英幸先生がどんぐり子どもファミリークリニックを開業しております。

10月28日には城内診療所に隣接するたんぼぼ薬局の経営母体である株式会社共栄堂より、たんぼぼ薬局をどんぐり子どもファミリークリニックに隣接する共栄堂薬局南魚沼店に統合したい旨の申入れがありました。たんぼぼ薬局につきましては、令和5年に病院事業に移行するときから、城内診療所の診療日に合わせて週1.5日の営業であっても医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律——いわゆる薬機法第7条におきまして、管理薬剤師を専任で配置し、その薬剤師は他の薬局に勤務することができないということから、経営的に苦しい状況にあるという申出を私が直接薬局側と交渉し、ここまで運営を続けてきてもらったものであります。しかし、利用者数の減少もありまして、いよいよ限界であることから今年度末には統合せざるを得ないというものでした。

また、隣接する通所リハビリテーションセンターあくていぶにつきましても、令和8年4月1日付でゆきぐに健友館A Iの1階に拡大して移動することになっております。私は病院事業管理者として、市の病院事業や城内診療所だけが発展すればよいわけではなく、市内の医療体制を整備していくことも義務だと考えておりますことから、城内地区で開業される井口先生に今後数十年、総合的な医療を担っていただくことが地域医療の維持につながるものと考えております。

なお、井口先生は小児科だけと思われがちでありますけれども、ファミリークリニックだけあって内科も標榜しているほか、私も指導医でありますけれども、日本プライマリ連合学会にも属しており、ホームページでもおじいちゃん、おばあちゃんも診ますとしていて、これまでゆきぐに大和診療所からも内科の患者を時々紹介しておりますが、立派に診察されております。このような状況を踏まえ城内診療所の定期受診者を中心とした344人を対象に

した案内を送付し、12月2日に城内診療所を会場として開催した住民説明会——69人が参加されましたが——及び12月4日の社会厚生委員会での説明を通じて、大方の理解を得られたものというふうに認識しております。

次に、患者の負担増にどのように答えようとするかという点であります。廃止後の受診者につきましては、同じ城内地内にあるどんぐりこどもファミリークリニックへの紹介を基本としつつ、何よりもご本人のご希望が大切でありますので、お一人お一人丁寧に伺った上で、適切な紹介先を決定することが重要であると考えております。患者の負担増に関する懸念のうち、特に通院のための交通手段が課題となるという認識でおります。現在、送迎を行っている53人の患者につきましては、先ほど市長が答弁いたしました、令和8年10月以降、城内地区に導入予定の南魚沼市A I オンデマンド交通システムの利用を想定しており、それまでの経過措置として令和8年4月から9月までの6か月間は、病院事業による患者送迎を継続する予定でございます。

それから、今入っている訪問介護事業所の取扱いについてであります。南魚沼市社会福祉協議会訪問介護事業所の取扱いにつきましては、城内診療所の廃止に伴う建物は、病院事業から市の一般会計への所管替えを行うことも検討しています。現時点では2つの案を想定しております。1つ目は、現在の病院事業との賃貸借契約を市に引き継ぎ、引き続き同施設を使用する案。2つ目は、たんぽぽ薬局の空いた建物について、株式会社共栄堂と賃貸借契約を締結し使用する案であります。いずれの案とするかは施設の条件や貸借料等を踏まえ、社会福祉協議会においてご検討いただくこととなりますが、契約には相手方の意向もございませぬので、病院事業として可能な範囲で協議に協力してまいりたいと考えております。

○議 長 13番・中沢道夫君。

#### ○中沢道夫君 4 城内診療所の廃止について伺う

もう今定例会で提出するということではっきり明言されましたので、そうであれば先ほどのところで述べましたが、どんぐりこどもファミリークリニックと市民病院との協力関係で、どのような医療体制を城内地域の皆さんに提供できるのか、その辺をちゃんと明確に示した上ですべきだったのではないかと私は思うのです。市長も以前からそれは進めているというような話でしたけれども、城内地域の皆さんにとっても非常に唐突だという受け止めなのですが、その辺は具体的に市民病院とどんぐりこどもファミリークリニックとの関係性を、どういうふうにしていくのかというようなことをきちんと明らかにする必要があると思ひますが、その点はどうですか。

○議 長 市長。

#### ○市 長 4 城内診療所の廃止について伺う

そういうふうな道筋で進めればよかったということについて、反論するつもりは私はないです。そういうふうによれば、それはもちろんよかった。しかし、やはり物事というのはいろいろな事情がかぶってくる場合があります。例えばゆきぐに大和病院のときも医師の働き方改革という、これまでの想定を超えた様々なプレッシャーがかかってきたことによって

始めたのです。反対されていましたが、もし道を間違ったらどうなったのですか。今この問題も私は開設側として話しをしていますけれども、今の外山病院事業管理者からの話の中に一人ずつ丁寧に紹介先まで考えているという、私も本当にそれをちょっと先延ばししてでも、やってからやったほうがいいのかという思いはあったのですけれども、これを踏まえてやっていかないと駄目だ。そしてもう一つは、丁寧にやっていく。やはり院外薬局の方々の物すごい訴えがあるわけです。こういったことも考えてやらなければいけない。そういうことの利害は、かかっている方の気持ちだけでは物事は進まないでしょう。そういう中でやっている。そしてもう一つ——最後にしますが、AIオンデマンド化というのは、何もこのどんぐりこどもファミリークリニックに連れて行くだけではない、私は市民病院のほうに行きたいのだという人は、そういう選択ができるということになるのです。そういうことも含めて当該地域の皆さんに説明すれば、私は必ず分かってもらえると思ってこれを進めています。そういうところからぜひ考えていただきたい。AIオンデマンドはそこから今度市民病院にも連れて行くこともできるのです。

○議 長 13番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 4 城内診療所の廃止について伺う

時間がもうないので、これで終わりにしますが、ぜひ納得のいくような説明を続けていてもらいたいと思います。

これで終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位8番、議席番号10番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 皆さん、おはようございます。傍聴においでの皆様、朝からおいでいただきましてありがとうございます。また、ラジオやインターネットを通してご覧いただいている皆様、お聞きいただいている皆様、関心をお持ちいただきまして本当にありがとうございます。

今回10月の選挙におきまして、初めて南魚沼市議会議員に当選いたしまして、本日初めての一般質問をさせていただきます。何分初めてでございますので、何か不手際などございましたらご容赦いただきたいと思います。日頃から市長はじめ執行部の皆様、それから市役所で働いている皆様、市民のためにふだんから一生懸命働いていただいていることに対して心から感謝を申しますとともに、また敬意を表する次第でございます。

それでは、私も議員になりました以上、これから4年間市民のため、それから南魚沼市のために精いっぱい務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。大和中学校改築に伴う公民館併設等についてということでございます。大和中学は既にできてから50年以上たっておりますので、当然ながら改築の必要がございます。それで、改築されるのは当然必要なことではございますけれども、改築に伴いましてB&G体育館が既に取り壊され、また大和公民館及び

コミュニティホールさわらびも取り壊して、新たに大和中学校の校舎に併設するというような計画がございます。これについて令和7年8月にも住民に説明会がございましたけれども、これに関しまして質問させていただきます。

まず1番、第2次南魚沼市総合計画後期基本計画並びに同実施計画には、大和中学校と大和公民館の併設複合化ということについて記載はございません。大和中学校の改築については記載されております。また、コミュニティホールさわらびにつきましても大規模改修ということで、金額とか予算は何も盛られておりませんが、項目としては載っております。これら、大和公民館とさわらびホールの2つを取り壊して、大和中学校の校舎と併設複合化するというような計画がどのような経緯で立てられたのか、これについて伺いたいと思います。

次に、これらのことは基本計画には記載されていません。記載されていないことを実施するわけですので、少なくとも地域住民に丁寧に説明して、理解を得た上で進めていくことが必要と考えております。既にこの12月16日と20日に説明会をされるということ、私の通告の後にそのような紙が配られておりましたので、それは知りましたけれども、今後どのようなスケジュールで住民の理解を得て進めていくか、それについて伺いたいと思います。

特にコミュニティホールさわらびにつきましては、あの施設を造る際に大和町役場の方々、それから住民と10回以上の説明会、対話をした上でそのような施設ができています。行ってみますと、地域の保育園児が描いた絵がそのどんちょうにデザインされている、私はとても好きな施設でございます。そのようなところをまた改修するというところにあたりましては、少なくとも住民の意見というものを反映させなければならないのではないかと考えておりますので、こちらのことにつきましても質問させていただきます。

3番目、利用者が多かったB&G体育館が壊された。あの施設も大分年数がたっておりますし、壊される、いつかはなくなることはしょうがないのですけれども、それを使っている団体が非常に多かった。特に子供たちのスポーツ団体も利用しておりました。これを壊し代替施設が今のところございません。ほかの体育館に行けば何とかなるだろうというような見込みもあったのかもしれないのですけれども、地域住民、子供たちを送り迎えする人たちがB&G体育館まで行けばよかったものを例えば五日町まで行け、六日町まで行けとなると大分負担も増える。そんな状況になっておりますので、大きなサービスの低下でございます。代替施設を建設されるお考えはないか。

以上3点についてお伺いたします。

壇上からは以上でございます。

○議 長 阿部一郎君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、阿部議員のご質問にお答えします。今日は最初ということで、思い出しますが、私は最初本当に緊張しましたが、頑張ってすごく落ち着いておられてすばらしいと思います。

## 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

大項目1点目の、大和中学校改築に伴う公民館併設等についてということですが、これは所管している教育長からの答弁にします。必要があればもちろん、一般質問で私とのやり取りになるので、基本的には何を聞いていただいても結構ですが、答弁は教育長に任せます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、阿部一郎議員のご質問にお答えいたします。

## 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

1番目の第2次南魚沼市総合計画後期基本計画並びに同実施計画には、大和中学校と大和公民館の併設複合化の記載はない。どのような経緯で複合化する計画が立てられたのかについてお答えいたします。放送をお聞きになっている皆さんもいらっしゃいますので、ここは丁寧にお話しをしたいと思います。

大和公民館の建築は昭和58年、そしてコミュニティホールさわらびが昭和60年で、いずれも40年以上が経過しており老朽化が進んでいる状況でございます。公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、大和公民館よりも古い塩沢公民館を令和8年度に大規模改修、大和公民館はその後の令和9年度から改修する計画となっておりますが、大和公民館のほうが改修の優先順位が高い施設設備の状況になっております。

具体的に申し上げます、大和公民館並びにコミュニティホールさわらびの消雪設備は屋上配管を含め全面改修が必要な状況です。特にコミュニティホールさわらびについては、屋上からの雨漏りのほかに、雨風の強いときは壁からも雨漏りがあります。これはどこから浸水しているのか不明な状態でございます。さらにホールの照明や音響設備は、更新時期が過ぎているもの、廃番になっている部品などもあり、こちらも全面改修が必要な状況で、何とか一時しのぎで使っているような状況でございます。

現在、国では地域と一体となって子供たちを育み、地域と共にある学校を目指しており、学校と公共施設の複合化も推進しているところでございます。その方針に基づき、今回の大和中学校の改築と同じタイミングで大和公民館、並びにコミュニティホールさわらびを改築したいと考えております。これにより、学校と地域住民との交流の促進、中学生の学びや活動の場の拡充が図られるものと期待しております。また、複合化することで有利な起債——これは公共施設等適正管理推進事業債でございます——この対象となることから財政面においても有利となり得ると判断したところであります。

2つ目の、基本計画に記載のない計画なので、少なくとも地域住民に丁寧に説明して理解を得て進めることが必要と考える。今後、地域住民の理解を得るための計画を知りたいという質問にお答えします。これは今後もございますが、これまでの経緯もお伝えいたします。

大和中学校及びコミュニティホールさわらびを含む大和公民館の改築にあたり、先立ってB&G体育館の廃止をB&G財団と協議を行う必要がありました。そこで令和7年1月に天王町行政長、浦佐大区長、地域づくり協議会の皆さんへ2回の方針説明を行いました。加えて、影響を受けるB&G体育館の利用団体の皆様にも廃止のスケジュール見込みなどを説

明いたしました。

6月にB&G財団との協議が整い、正式に廃止の承認が出たことを受け、7月24日に天王町区長、浦佐大区長、大和地域4つの地域づくり協議会の皆様へ、B&G体育館の廃止及び改築事業の概要について説明を行いました。7月28日には、大和地域の市議会議員にも同様の説明を行っております。その後、議員からもお話がございましたように、8月に入りまして8月21日、23日の2回、地域住民や保護者を対象とした説明会を実施し、改築事業の概要と今後の整備方針について説明を行いました。このほか、大和地域全体については、9月の市報とともに改築事業についての折り込みのチラシを配布させていただきました。チラシではウェブでのアンケートも呼びかけ、42件のご意見をいただいております。今後は12月16日と20日に地域住民や保護者対象の説明会を実施する予定となっております。

大和公民館及びコミュニティホールさわらびの利用者に対しましては、令和5年から7年に利用実績のある団体の皆様への説明会を2回実施いたしました。この説明会の目的は同施設の改築に当たって日頃ご利用いただいている皆様の目線、視点をまずは第一に考えて進めるべきものと考え、ご意見などをお聞きするためでございます。説明会では大和中学校との複合化についても説明いたしましたが、複合化については一定の理解が得られたものと認識しております。

利用団体の皆様には施設の規模について、設計図面案ができた段階でお示しすることとしており、12月に説明会を開催する予定であります。これは住民の皆さんや保護者の説明会とは別に行う予定であります。また、照明や音響などの具体的な設備については、今後、利用団体の皆様のご意見をしっかり聞きながら進めてまいりたいと考えております。

3番目のご質問、利用者の多かったB&G体育館の代替施設を設けないのは、地域住民には大きなサービス低下である。代替施設の考えはないかについてお答えいたします。B&G体育館につきましては、これまで長きにわたり地域のスポーツ活動及び文化活動の拠点として広く市民にご利用いただいております。今般、大和中学校改築事業の代替地として当該敷地を利用する計画を進めることから、B&G体育館をやむを得ず解体することといたしました。

B&G体育館の利用停止につきましては地域への影響を鑑み、本年1月に行政区長、大和中学校、浦佐小学校及びスポーツ団体等を対象とした説明会をそれぞれ実施いたしました。特に定期的にご利用いただいているスポーツ団体等に対しましては、活動の継続性を確保するために、近隣の既存体育施設への利用意向に加え、新たに国際情報高校の体育館——これは大体育館と小体育館の2つがございます。この体育館の利用調整を実施するなど、代替となる活動環境を確保して、地域の活動箇所数を維持しております。

また、体育館を展覧会や文化祭等の文化活動の拠点として活用していた団体に対しましては、代替の会場、例えば池田記念美術館でございます。代替の会場を調整し、今年秋の開催から場所を移して開催していただいているところでございます。

なお、これらの対応策を実施した後、利用者からは体育施設の予約に関する支障等の連絡

は、現時点では受けておりません。この状況から、既存の体育施設のそれぞれが活用され、住民の施設利用の要望に対応できていると判断しているところでございます。現段階においては、新たな代替施設の建設は検討しておりませんが、当該エリアの施設の人の流れの変化、今後のスポーツ施設の活用、利用状況やニーズを見据えて計画を立てていくことも大切であると考えております。

以上でございます。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

先ほどお話しになりました学校を核とした地域づくりによる地域創生、社会総がかりで子供たちを育む体制づくり、また学校と地域の連携、協働などを目指してコミュニティ・スクールの導入ということは、もう 10 年ほど前から文部科学省が進めておるところでございます。

そうしますと、これは今回初めて大和中学校と大和公民館——市内でほかの施設で公民館と学校を一緒にしたということはないのではないかと思いますのですけれども、数年前に八海中学校が造られておりますが、そのときにはそのようなご検討はなかったのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

その時点では、実際に公民館と併設あるいは連携ということの話は何っておりません。そこにつきまして、もし議論があったとしましても、その段階は学校と地域の連携は今段階より前の段階で、学校の施設の中に学校地域協働本部をつくって、そこを中心として活動を広めるというスタートの段階であったというふうに認識しております。ですので、今のような形の検討はなかったというふうに承知しております。

以上でございます。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

公民館と中学校を併設することによって、様々な地域住民との交流が生まれる。また教育効果もあるというふうな見込みを語っておられますけれども、具体的にどのような交流が生まれ、それがどのように——これは昨日もお話がありましたけれども、生徒の学力が伸びないというような問題も併せて考えたときに、どのような効果があるのか。それについてどのようなお考えかをお聞かせいただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

大切なところをご質問していただきまして、ありがとうございます。今の中学校だけではなくて義務教育から高校まで、地域の様々な資源や素材を把握しながら地域課題を解決するという探究的な学習、義務教育では総合的な学習と表記しておりますが、それが非常に活発に行われ始めております。この探究的活動は、基本は地域の皆さん方の交流、そして一緒に

活動なのです。地域の皆さんと共に地域の課題を考えて、それを解決するためには私たちは何ができるかという、非常に自分事として学び続けるというものです。ですので、学力の話がありますが、学力はここで申し上げたいのは、数値で現れたものは学力の一部であります。子供たちが課題を見つけて、その課題について考えて解決のための実行をするという一連の流れが大きな学力観でございます。その中で公民館との併設は非常に様々な活動ができます。

実際の施設の中で交流できるものは日頃の活動もありますが、交流を深めるために地域住民の皆さんを招いて交流活動を行うことが多くあります。例えば地元の高校では、その交流活動の場所として市民会館を利用して地域の様々な団体の意見を聞く機会がございます。そのような活動が、公民館を併設することによってホールやそういう広いところを利用して地域の皆さんとともに課題を考え、地域課題をどのようにしたら解決できるかという活動が継続すると思います。

地域住民というふうないい方をしますと、一般の皆さんを広くということもあると思いますけれども、大和地域には国際情報高校や国際大学、北里大学もございます。その皆さん方との交流の場所としても、いろいろな活動の場所として活用ができるというふうに考えています。一つの例としてお話しいたしましたが、参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

ただいまの答弁から、中学校と併設することによって地元住民との交流ということについて具体的なお話にはなっていない。それが期待できるというふうなことを聞き取れたのですが、まずは改築の場所についても、大和中学校が当初できたときにはグラウンドがあるので、建て替えのときはこちらが使えるというふうにあの校舎ができたとは私は聞いたことがあるのです。先ほどおっしゃった大区長への説明ということで、私は当時大区長であったので説明を聞いておったわけでございますけれども、グラウンドを候補地にするとグラウンドが使いなくなるから駄目だということで、それはやむを得ないかというふうに聞いたわけでございます。

大和町時代にあそこに小学校、中学校を並べたのは、学校はあそこである。それでさわらびホール、それから公民館をあそこに建てて、池田記念美術館が建ったときには、文化施設はあちらであるというすみ分けがあったわけでございます。また、八色の森公園を造るときには、何か大きな催しがあって駐車場がなくて困る際には公民館とさわらびの駐車場、それから事によっては中学校の駐車場も今度使えるというような見込みで出来ておったのが、今のプランでいきますと、ひょっとしたら駐車場問題があるのではないかと懸念されることもございます。これは全体として見たときに果たしてどうかということがあるわけでございますけれども、そちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

今のご質問は、最初に学校教育と社会教育のすみ分けをしていましたという話が最初だったと思います。社会教育と学校教育というものは、以前は非常にすみ分けをしていました。そういう時代がございました。ですので、ここは社会教育、ここは学校教育という分け方をしていたと思います。しかし、先ほど申し上げたとおり、先ほど議員からもお話がありましたように、今学校はコミュニティ・スクールという言葉が全国で使われているように、学校と地域は別のものではなくて一緒に活動しようということです。これは社会教育においてもそうで、ここまでが社会教育、ここからは学校教育という考え方ではなく、人生 100 年、学校教育から生涯教育、学校教育か社会教育という流れではなく、生涯教育としてそれぞれ連携しながら密接に関係していこうということでございます。ですので、敷地についてここはこうだというふうな考え方はあるのですけれども、実際活動するときにはそのような分離型ではなくて、融合的な活動を目指していきたいところであります。

駐車場についての問題がございました。駐車場につきましては、議員がご指摘いただいているとおりの八色の森公園でイベントなどもございます。その際に利用者が不便がないようにどのように駐車位置を確保するかについては、しっかりと検討を続ける必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

この項目最後の質問にしたいと思っておりますけれども、今、大和中学校の建て替えが語られております。その後大和地域の小学校を全部統合して、多分ですけれども大和中学校の跡地を考えておられるのではないかと推測するわけでございます。公民館と併設するということ考えた場合に、中学校というよりかは小学校のほうがはるかに適するのではないかと。我々が思いますに、小学生が地域の方々と交流する場面のほうが中学生よりもはるかに多いと思っておりますけれども、小学校を造る際に公民館と併設したほうがよほどストーリーとしてはきれいではないか。そのような機会が多いのではないかと私は考えるのですけれども、その辺の見込みについて。

また、小・中学校の連携ということも考えたときには、中学校のところに公民館を併設して、では小学校をどこに造るかということもあるわけですが、その辺の見込みにつきましてもお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

今の小学校の場所でございますけれども、八色地区の広がっている場所で、小学校から中学校そして公民館のエリアはとても大切な場所です。大和地域の皆さんのみならず、南魚沼市全体としても大切な場所だと思います。今お話しをいただきました小学校の地域の場所につきましては、幼児から小学校、中学校という教育の流れを考えていきますと、その中心部に小学校が位置して一貫した連携教育がなされることはとてもよい形になると私は考えてお

りますが、その場所につきましては、実際は地域の皆さんと共に考えていくところなので、これはこのようにするということではございません。形として幼児から中学校までの一貫した教育をする場所としては、大変希望あふれる場所であるというふうに考えているところであります。

では、公民館の位置ということですが、公民館の施設として小学校の隣にあってはどうかということも、それも一つあると思います。その考えもあると思います。実際に小学校の中で今後期待されるものは、地域と学校との連携であり、協働活動であります。小学校の中におきましても、様々な地域の方が協働活動を進めると思います。そこの活動については、公民館をそこに造るという方法もありますけれども、その中に協働本部をしっかりと位置づけて、日常的な協働活動をすることも小学校の中に施設としてできるのではないかと考えておりますので、小学校の中につくることができるし、中学校の中もできる。だけれども、今現在の考えからいきますと、小学校にはしっかりと協働本部をそこに建て、コミュニティ・スクールの活動の拠点とすることがよりよいというふうに考えております。コミュニティ・スクールの拠点の場所を小学校にぜひつくることを期待するところであります。

以上です。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 1 大和中学校改築に伴う公民館併設等について

小学校を造る際には、地域住民の方々と共に考えるというような言葉をいただきましたので、ぜひ検討する際にご相談いただいて、このように決まりました、ご理解くださいというようなことがなきようお願いをぜひしたいと思います。

また、協働本部をつくるので大丈夫だということであれば、公民館と併設することとどこが違うのかという、私はまだ若干の疑問が解消されてはおりませんが、いろいろ有利な起債を利用するところがある大きな要素ではあるかと思っております。時間の都合もございしますので、次の質問に移ろうと思っております。

## 2 行政の進め方について

次の質問でございます。行政の進め方についてでございます。私、大和地域の住民……

○議 長 阿部議員、(2)、(3)はもういい感じですか。

○阿部一郎君 すみません。(2)、(3)は既に私は……

○議 長 今度、(2)に移りますとか(3)に移りますと言っていたのであればありがたいです……(「承知しました。すみませんでした」と叫ぶ者あり)では、2番お願いします。大項目2に移りますでお願いします。

○阿部一郎君 2 行政の進め方について

それでは、大項目2に移ります。行政の進め方についてでございます。私は大和地域の住民の皆さんと多く話しをしてまいりましたけれども、近年の行政に関しまして、例えば大和病院が診療所になったということもございました。また、大和診療所が駅東に移ることが決定された。それから今回、先ほどもお話しいたしました大和中学校の改築場所がB&G体育

館やテニスコートがあったあの辺の跡地になるということ。それから、その中学校に公民館を併設するといったことが、既に決定された後に知られるということで、先ほど来、病院の話は医師の働き方改革で大変急ぐ必要があったということは伺いましたので、大和病院についてはしようがないのかという気持ちもあるわけですが、そういったことにつきまして地域住民が知らないうちに決められたということがあったりしました。

また、大和地域は大和病院が診療所になった。健友館は六日町に新たないい施設ができるわけですがけれども、大和地域からはなくなるというようなこともございます。大和地域が寂れる一方なので何とかしてほしいとか、それから私どもの意見を聞いてもらえないといった切実な声を多く聞きました。

市長も関係者も、市民のために一生懸命考えて働いておられることには、先ほど申し上げましたとおり感謝もしておりますし敬意を表しますけれども、一方で、地域住民をはじめ市民の声を聞きながら行政を進めるということは大変重要であると私は思うわけですが、これにつきまして市長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政の進め方について

それでは、阿部議員の第2項目のご質問にお答えしてまいります。地域住民をはじめ市民の声を聞きながら行政を進めることは大変重要であるが、ということであります。行政の役割は多岐にわたっています。もちろんであります。一番大切なことは市民の生活を支えるための公助でありまして——我々の役目ですね。適切な行政サービスを提供することにあります。これを達成するためには市民に対する十分な情報提供、これはもちろんそれに努めなければなりませんし、市民のニーズを把握するための意見聴取は必要不可欠なものと考えております。

どういうやり方でやりますか。なので、私たちはここにいると私は思います。決して聞いていないわけではない。この間も、総合計画の中でパブリックコメントがあまり数が出てこないがどう思っているということがあったのです。傍聴されたかどうか分かりませんが、私はそのとき答えました。市長という立場のありようを話しました。私は365日、パブリックコメントを受けています。どこに行ってもやっているのです。

そして、今ほどいろいろな話がありました。冒頭に申し上げますが、私はこれから議員をやられていく中で大事な観点ではないかと、少しだけ先輩として、私も議員をやったので思いがあります。そのために代表制が取られていて、我々としては物すごい議論を重ねて、医療の問題にも様々なことに取り組んできているという観点を忘れてはならないと思います。全部が住民の声だけが全面ということではないのです。もちろんそれは十分聞いた上で、そして我々がやっていく。それは個々の努力です。私は努力しています。議員もこれからぜひ努力していただいて、私こそ住民の話が一番聞いている人間だという気持ちで、相対してやはり物事を進めていく必要があると思っていますので、ぜひ頑張ってください。

その上でお話をしますが、ゆきぐに大和病院を診療所化する際には、これは病院側として

も4日間、延べ5回の住民説明会を開催しました。大和地域包括医療センターの移転につきましては、大和地域包括支援センター運営協議会を設置して、これは住民の代表の皆さんとか、それに目される皆さん、これは強いていえば危惧されている、少しそのことについて懐疑的に思っているような団体の皆さん——今ちょっと本当のことを言っていますけれども、そういう皆さんも含めてメンバーになっていただいてまでこれを進めたのです。

そして、その前身である準備会を含めると4回の会議を実施してきました。私も病院の問題のときにはざっくばらんを含めて、はっきり言って矢面のような場面もいっぱいあったのですけれども、立ちました。ごみ処理場のときはもっとです。都合60回です。そういう中でいろいろなことをお聞きしてもなかなか定まらなかった事案もありましたけれども、でもその皆さんの声を聞いていないということは、私は当たらないと思います。私は過去9年間市長をやっていますが、一番行っているのは大和地区です。はっきり言えます。全部帳面見れば何対何か全部言えます。塩沢地区が一番行っていないのです。大和にははるか数倍行っているのです。そういうことも少しお調べになってみてもらいたい。聞いていませんかという気持ちです。決定されてからやっているというような事案もあるときもあるかもしれませんが、しかし、多くはその中でいろいろな意味でやはり修正もかけたりもしながら、いろいろな意味でご理解いただいてやっていくということが続けておりますので、何か先ほどのお話は、私はあまり腑に落ちないところもいっぱいある。

大和中学校及び大和公民館の改築に関しましても、先ほどお話しのとおりです。私は丁寧に行っていると思います。B&Gの問題も実は物すごく大変な事案なのです。しかし、あれがもし——いろいろなこととお話しになる方がいるかもしれませんが、しかし一番こうやらなければ駄目だということが分かって、やはり担当しているところが大きいのです。そうすると建物は建てられません。建物がある中で新しいものを造っていかねばならないのです。ほかのところは拡大していただくだけではできないです。そういうことも含めて、やはり今後観点をもっていただきたいと私は思います。

先ほどのことは大和地域をないがしろにしているかというように私には聞こえた。私はないがしろにしていないから、聞く耳を持てません。できるだけ私は大和地域の皆さんの心情にまで思いを寄せて様々なことをやってきました。

ごみ処理場のときは、絶対に皆さんが駄目だと言ったら、私は造りませんという話をしましたが、しかしその後、本当の話をしますが、私には、市長にあのときあきらめてほしくなかったという声ももつぱらです。政治とはそういうものではないですかと私は思いました。私はそのときでも自分の思いを最後まで全うすることができなかつた。そういうことを思っていますが、私はこれからぜひそういう観点からも市政に臨んでもらいたいと思っております。

答えが十分ふさわしいかどうか分かりませんが、私は市民の声を聞きながら行政を進めているつもりであります。

○議 長 10番・阿部一郎君。

## ○阿部一郎君 2 行政の進め方について

市長が今おっしゃった大和地域に何回もおいでになった、それは事実だと思いますし、また、お母様が和歌山県のご出身で思い入れもあるということも存じ上げております。ただ私が言っておりますのは、私の思い、半分そうではありますけれども、地域住民から聞く声を申し上げたこととございますので、恐らく市長の思いはそうであっても、現実に住んでいる住民の感覚がひょっとしてそれと一致していないという可能性もあるという、そのことはご理解いただきたいと思っております。

例えば、今回の所信表明の資料の中の42ページに、塩沢中学校、六日町中学校、八海中学校には防犯カメラを設置しましたと書いてあるのですが、これは大和中学校がなぜないのかという疑問……（何事か叫ぶ者あり）それから、都市基盤整備につきましても大和地域がひょっとして少ないように、そんなことはないと思うのですが、感じられる。これは地域住民の声でありますので、そのようなことはご理解いただければと思っております。

それから、先ほど教育長からもお話がございました。南魚沼市として大和地域には北里大学もありますし、国際情報高校もあるわけですが、国際情報高校、それから北里大学も共に定員割れが著しい現状がございます。ひょっとしてこれが継続できなくなってしまうということを私は非常に危惧しております。

例えば浦佐駅の近くに——公民館は今回、中学校に併設するというプランでございますけれども、ひょっとして浦佐駅の近くに公民館を建てて、国際情報高校の生徒さんたちが電車待ちのときにそこで自習するスペースをつくるか、そういったことによって学習環境を整備してその定員割れを防ぐ一助にするか、そういった対策もあり得ると思っております。

また、北里大学の近くに何か市の施設を建てて、そこで学ぶ子供たち、親にしてみたら何か近くにいろいろな施設があったほうが、子供たちを学ばせるのに都合がよいと考えられると思っております。そのようなお考えはないか。それにつきましてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議 長 阿部一郎議員、通告の内容が行政の全てで、全体に対しての質問にしていたら……（「はい、ありがとうございます」と叫ぶ者あり）では、答弁。

市長。

## ○市 長 2 行政の進め方について

初回なので、先ほど冒頭いろいろなことがあっても——私も寛容に受けて答弁しますが、やはりそういう質問の仕方はいけません。と私は思います。そういうことを言うてはいけませんと私は思います。何でも言えるということです。私はそれを全部受けて答弁しなければならないのです。全部受けられるわけではないと思っております。

ただ、ずっと思いを巡らせて、今回、阿部議員とこうやって初めて対峙しているわけだから、私が慎重な思いでちょっと冷静に話をさせていただきますが、大和地域の話もありました。できれば、南魚沼市の市議会議員で出てきたわけだから、そういう観点からぜひやってください。私は本当にそれを望みます。そして北里大学の話もありましたけれども、北里大学が

簡単にあそこに残ったと思いますか。私はここでも言っていないこといっぱいあるのです。

例えばフロンティア高校の名前になるかもしれない。そういう高校が果たしてどうですか。水面下でもいろいろなものに立ち向かっているのです。こういったことを含めてこれからどんどんお知りになることもあるし、ぜひそういう話をしていきたい。なので、ちょっと一方的に地域の皆さんの声がこうだから全部ここでしゃべるといのは、では何のために代表制を取ってやっているのですかと、私は気になります。

一つ、もう一度返りまして、今の話を聞いて思うのは、では例えば駅前という話が出ました。それから北里大学という話も出ました。フロンティア高校に当たるところの話も出てきました。山麓の問題だって抱えておられます。こういったものをやる時にA I オンデマンド化の交通の取組の中で、ここでも少し話をした。例えば自動運転というものに立ち向かうのであれば、一番最初は大和がふさわしいのではないかという検討まで少し始めている。こういったものの循環の中でそういう足の問題が解決されていけば、どこに造ったかということは、逆から見れば、違うところから違うことを言われてしまうわけです。よくなったところはいい。しかし、そうではなくて動かされたほうはどう思いますか。そういうことも含めて、いろいろなものを思いを巡らせてやっていくのが我々の仕事ではないかと思っているのです。なので、そういう観点だと私は思います。ぜひそういう観点から私と対峙してもらいたいと思います。

○議 長 10 番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 2 行政の進め方について

どうも私の質問の仕方が間違っていたようで、そこにつきましてはおわび申し上げます。また、市長から市全体の議員であるということ。これにつきましては私もそのつもりでございますけれども、今回は非常に地元の人たち、特に選挙に回っていたときに地域の方々の非常に強い声を受けまして、初めての質問ではこの大和地域に特化した話で進めさせていただいた次第でございます。

3 少子化対策について

さて、それでは大項目の3番目に移りたいと思います。少子化対策につきましてでございます。昨日の清塚議員の質問にもございましたので、ちょっとかぶることがあるかもしれませんが、少子化が進んで国内の多くの問題の原因となっております。少子化を止めることができなければ、やがては地方都市の多くが消滅してしまうといった事態に陥ってしまうというようなことを私は危惧しております。

昨日、当市の少子化対策について結構お聞きしましたので、また違う質問にしたいと思いますが、出生数を増やすために現在どのような施策が行われているのは昨日聞きましたので、今後またどのようなものを考えておられるか。また、少子化は国家の問題なので、今後新たな施策として何かを市としてやることはひょっとして難しいかもしれませんが、例えば私どもの市だけでやっても難しい問題があったとしたら、県内のほかの市と連携してやる、あるいは県と連携して何か対策をする。そういったことで効果がちょっとしたら

上がるかもしれない。そのような多くの意見を取り入れて連携してやっていくようなお考えがあるかないか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 少子化対策について

それでは、阿部議員の大項目の3点目、少子化対策についてであります。今後の少子化対策についてということと、いろいろな出生率の問題を上げるにはとか、広域化の中でそれを取り組むべきではないかという、多分そういう観点の話。少し準備してきたものと——私も原稿を作ってくるわけなのです。しかし、なるべくそれに沿って答えていきたいと思うので、少しちぐはぐがあつたらお許してください。

少子化の対策は誰も口にするけれども、私は誰からも本当の100点を聞いたことがないのです。どんな評論家だろうが、どんな学者さんが言っていることであっても、私は100点と思って聞こえたことはない。みんなそれほど苦しい問題だと思います。それが本当にそのとおりだったら、子供さん増えているわけです。誠に分からない。暗中模索というか、大変な時代を我々は過ごしていると思います。

人口減はもう致し方ない。これは遡れば戦前からの政策のやはり——例えば戦争があつたりという事象、子供を産み増やせというスローガンに掲げられた、その大きな山があつて、それがいまだに続いてきて、今終盤を迎えているかと思えますけれども、出生率の低下の問題だけは極めて重要な問題だと思います。いろいろなことをやってきました。例えば、結婚したいというところからの対応する、出会いのところからの部分も含めて、今行政もお手伝いをしてやっています。例えば子供さんをお腹に宿られて、そして出産するまでのところも手厚くいろいろなことを今進めています。

私も30年前ぐらいにはその世代だったわけですがけれども、子育てを始める時代でした。あの頃にはもう考えられなかったほどそういう金銭的な負担も含めていろいろありますが、ただ、今出産する場所が減ったり、ここは当該地域の私どもは恵まれていますよ。大和地域に魚沼基幹病院があつて、十日町市のほうはこれからすぐに出産する場所がなくなるわけです。例えば村上市・岩船地区は新発田に行かなければできません。だから、そういう意味では恵まれておりますが、そういうことを言っているのではないのですけれども、いろいろな課題も逆に出てきてもいる。

仕事と育児の両立の支援もやっています。例えば保育のサービスの充実も今どんどん進めています。労働環境の改善も民間がやることも含めて市は促してやっているとしますし、市の職員も含めていろいろな環境改善をやっています。子育てに係る経済的な負担の軽減も様々なメニューを用意してやっています。しかし、出生率は上がらないのですよ。ここに大きなところがあります。この議場でも過去振り返っていただいて、お調べいただければすぐ分かりますけれども、この課題はもう何回もやっています。しかし、100点の答えが出ないということで、今日はあまり細かいことは言いませんが、その後もあるわけです。今度は学校に進む。そして今のいろいろな事象の中では、子ども家庭サポートセンター——昨日もいろい

ろな話がありました——こういったものの整備も必要。子供さんが欲しいけれどもなかなか授からない人に対しては、例えば不妊治療費のいろいろなメニューの充実化。いろいろあるかと思います。

例えば、民間の皆さんと両立して支援していくハッピーパートナー企業の支援事業とか、繰り返しになりますけれども、男性社員の育児休業の取得の問題なども踏み込んで今始めています。加えまして、先ほど阿部議員が言われた、広域的な出会いのマッチングもやれるかと思うのです。自分の市でやると参加者が少なくなってしまうのです。やはり顔をあまり知られたくないという心情もあるわけです。例えば何度もそういうパーティーに出る、だから離れたところに出たがるのです。だから広域化も必要なのです。そういうことが実はそこにはあるのです。こういったこともやっています。

ただ、私どもはいろいろやってきて一つだけもしかして朗報なのは、出生数の減少に歯止めをかけるまでの効果には至っていない状況だと思っておりますが、新潟県の福祉保健年表というものがあまして、これもあまり聞きなれないと思っておりますが、南魚沼市の年間出生数のことに触れていまして、ここで第3子以降の割合が——私どもの市の第2次総合計画を策定したのは平成28年です。私が市長になった年、私は策定されてからなっていると思っておりますけれども、平成28年の暮れに私は市長になった。その前のときから取り組んだ総合計画を策定した平成28年に19%だったのです。それが、現在段階的に増加していまして、令和5年には23%になっています。だからこれが政策のためにそうなったとは、ちょっと言い切れないところももちろんあると思うのですけれども、しかし第3子以降の皆さんの軽減をしていきたいと思います、当初そこから入りましたから、そういう意味では少しでも効果があったものと我々も信じたいし、そしていろいろなところにやはり応えていく。だからこういう数字も実際つかみながら、出生率の問題も語らなければいけないかと考えています。

いろいろな手を尽くしていきますが、なかなか100点を取れないけれども、もがきながら皆さんと一緒にまたこれからも進めていきたいと思っております。

○議 長 10番・阿部一郎君。

### ○阿部一郎君 3 少子化対策について

少子化の問題は、市長のおっしゃるとおり100点はない。それから全国的に解決したという都市が恐らくないので、これは非常に難しいと思っております。私の長男も東京に出て行って恐らくこれも帰ってこなそうであるというような見込みになって、大分親としては寂しいわけでございますけれども、ただやはり東京で生活を1回してしまった若者がこちらに帰ってくる条件というのが、まだまだそれほど整備されない状況ではあるだろうと考えますので、この問題につきましては、一つの市では難しいと思っております。どんどん国会議員とか国を挙げての政策をお願いするような働きかけを願いたいと思っております。

また、一部学者は人口減少というのは悪いばかりでもないのだというようなことをおっしゃる方も中にはおられます。ひょっとして数は少ないかもしれないけれども、少しいところがあるとすれば、そのよさを追求して何か私どもでまた楽しい生活ができればというふう

に、また議会も市役所もみんなで考えていければと考えております。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上で、阿部一郎君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 45 分といたします。

[午前 11 時 31 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 45 分]

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問のほうをさせていただきます。本日は大項目 2 点ということで、1 点目は壇上から質問させていただきたいと思っております。

### 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

まず大項目 1 点目、全国医療情報プラットフォームへの円滑移行についてということであり、うおぬま・米ねつとは、前井口市長の肝煎りで南魚沼市が中心となって、平成 24 年に立ち上げ運用が開始されてきました。その後は林市長がこれを引き継ぎながら、魚沼医療圏の医療情報等の共有化を進めることで、市民の安全・安心を守る体制の整備を進めてきました。

うおぬま・米ねつによる医療情報の共有化は、医療従事者不足の解消や、救急医療における迅速な対応等に貢献するものとして大きな期待を集めてきました。その結果、魚沼医療圏内の 65 歳以上の加入率は 6 割を超え、この 10 月末の魚沼医療圏内の加入者数は 5 万人を超えるまでになっています。

しかし、現在、国は国際標準規格である HL7 FHIR による全国医療情報プラットフォームの創設を進め、電子カルテ情報共有サービスについても既にモデル事業が開始されています。このような状況の中、うおぬま・米ねつによる地域医療情報連携ネットワークが、これまで積み上げてきた成果を生かしながら、魚沼医療圏域全体で国が進める全国医療情報プラットフォームへの円滑な移行を実現するため、米ねつの理事会や地域医療構想調整会議等の場で議論を開始すべきときと考えますが、市長のお考えを伺います。

壇上では以上といたします。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

### 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

大項目 1 点目の、全国医療情報プラットフォームへの円滑移行についてということであり、国の今進めている全国医療情報プラットフォームは、今までバラバラに管理をされてきた医療情報や介護情報のほか、自治体が把握している公的医療費助成等の情報を一つに集約して、リアルタイムで共有できることを目指しているというものであります。

これはお話しのとおり、これまでそういう形で魚沼圏域内で進めて有効であった、うおぬま・米ねっととは少し異なっておりまして、全国の医療機関などが連携してマイナンバーカードを利用することで、被保険者それから医療機関、介護事業者、そして自治体などのそれぞれが情報を閲覧できるシステムとしての構築を進めているものであります。各医療機関等の参加が進んでいきますと、市民の皆さんにとってはより利便性が向上するものと考えております。それは考えるとよく分かります。

これまでこれがなかったから先んじて米ねっとのような、県内で幾つあるか、6つぐらいありますか、そういうシステムが……（「13くらい」と叫ぶ者あり）県内で13、失礼。13くらいそれぞれのところであるわけです。例えばですけれども、私が長岡市に米ねっとを持って行ってそこで倒れた場合、これは駄目ですね。そういったことも含めて国はいろいろなそういう進め方をしてくれているということで、まずそこが前提です。

介護保険関係では、介護情報基盤整備の連携が令和8年4月から開始される見込みであります。国からは令和10年4月までに本格運用を開始するよう求められているという状況です。そのほかにも今消防の救急隊が傷病者のマイナ保険証、利用登録したマイナンバーカードを使いまして——マイナ保険証であります——これを活用して病歴ですとか、処方薬などの医療情報を迅速に把握することで、いわゆるマイナ救急といわれていますが、このマイナ救急の運用も開始されているという状況です。

これまでうおぬま・米ねっとによる医療・介護連携を進めてきたところですが、誠に残念ながら蓄積してきた米ねっとの情報については、全国医療情報プラットフォームに引き継ぐことはできない仕様となっているのであります。また、介護分野につきましては、私どもの市は米ねっとの仕組みを利用しておりません。これに加えて、サーバーの更新時期を迎えておりまして——ここも重要なのです。サーバーの更新時期です。これまでのようにシステムを継続していくには多額の費用を要することがあります。今まさに転換期を迎えているという状況になっています。これはちょっと前にはなかなかそうではなかったかもしれませんが、今まさにそれに直面しているという状況です。

これまでかなりいろいろな議論をやってきました。南魚沼市としては魚沼圏域の各病院や診療所、また介護保険施設等との連携を強化していくためにも、全国で統一されたシステムである全国医療情報プラットフォームへの移行をいち早く進めることが、私は市民の皆さんの将来に対しての利益になると考えております。市民の皆さんが安心して医療・介護を利用できる体制を整えることが自治体の努めであるとも考えているところであります。

これまで、医療関係のほうが見られるというような内容での米ねっとだったと思うのですけれども、今後は患者さんご本人のための情報ということも含めた、一段また違うステージに上がっているということをぜひご理解をいただきたい。誠に多額であります。これらを含めて私は2つの同じものを進めていくことはできないと考えているので、ここでやはり決断すべきところに来ていると思います。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を13時10分といたします。

[午前11時53分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

ありがとうございます。市長が言われましたように、国の新たな医療情報プラットフォームへの移行は、本当に重要なことだと思っています。HL7 FHIRですか、国際標準にのっとったということで、医療情報等の交換が異なる医療機関の間でも本当にデータ連携がスムーズにということですから、国も今進めていますのでこの方向に沿って進めていく、これは大変重要なことだと思っています。

ただ、もう一つは、魚沼医療圏は地域全体で一つの病院といたしますか、これまでもずっと議論があったように、本当に医療資源の不足している地域ということで知恵を絞りながら、過去の病院完結型から地域全体で一つの病院を目指すということで医療再編をずっとこれまで進めてきました。

この中でHL7 FHIRへの移行を、例えば今一緒になってやっている米ねっとですが、そういう状況の中で米ねっとには魚沼医療圏の全病院ですとか、多くの診療所等も加盟しているわけですが、ここらと一緒に——同時並行というわけにはいきませんが、先駆的に市が入っていくということは重要かと思うのですが、それらの知見も通してこの地域に広げていくということが大事だと思うのですが、移行についての議論みたいなものが、例えば米ねっとの理事会ですとか、他の医療機関との間でどの程度進んでいるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

これまで魚沼圏域で進められてきた米ねっとでありますので、このことについては、かなりいろいろな議論が時間をかけて行われてきました。いろいろなことで考え方もあるのだと思いますが、私どもとしては先ほど私が答弁したとおりで、材料をいろいろ考えてみたときに、決断するときに来ているのではなかろうかという思いであります。

事、重要なことでありますので、医療の情報等も含めて、なぜそういう判断に至っているかということも含めてすごくいい機会だと思いますので、このことにつきましては病院事業の責任者でもありまして、何よりも米ねっとの理事であります外山病院事業管理者のほうから答えてもらうことにします。いろいろ違う角度でまた聞きたいことがあれば私も答えたいと思いますが、まずはそこの話をよく聞いていただいて、その上でお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

全国の医療情報のDX化というのは非常に急テンポでありまして、ご指摘の全国医療情報プラットフォーム等を内容とする医療法等の一部を改正する法律案というのが、先週の12月2日金曜日に参議院で可決、成立しました。それで、これは春の217国会、次の218国会、今般の219国会で継続審議になっていて、したがって、私としては、早くこの全国医療情報プラットフォームに参画しないと非常にまずいのではないかとということで、米ねつとの理事会でいろいろ意見を言ってまいりました。

というのは、今回の医療情報プラットフォームは先ほど市長の答弁もありましたけれども、米ねつとと似て非なるものなのです。何かというと、まず保険料を払っている被保険者が自分の権利としてマイナポータル、ポケットで自分のカルテ情報を見られるようになるという、そこを基本とした上で、二次的に次に医療提供者が個人情報を互いに一定の条件下で見られるという話になります。したがって、根本のところが変わります。

私が懸念しておりますのは、そういう米ねつととHL7FHIRを中心とする全国医療情報プラットフォームが一国二制度のような形になると、非常に混乱が起きるのではないかと考えております。ですから、医療情報プラットフォームの場合は、我が国の医療制度、健康保険制度の変更ですから、別に利用料も何も要らないわけです。別に税の投入も要らない。ところが、米ねつとのほうは非常に大切な役目を果たしてきましたけれども、ローカルの限られた人口の中で税の投入が必要、あるいは利用料が必要だということになりますと、全国で物すごい数のモデル事業をやられていましたけれども、おのずと限界があるのではないかとということであります。

南魚沼市民病院あるいは病院事業だけで見ますと、この本体の施行が10月1日だったので、法案が成立しなかったということで、診療報酬の改定に合わせて令和8年6月から施行になります。したがって、もう時間があまりないです。私どもとしてはこういった——それから個人情報の取扱いも、今は米ねつとの場合には米ねつと事務局長が管理者になってやっていますけれども、今度は法律にちゃんと根拠を置いて、こういう場合は個人情報を使ってもいいという形になるので、今後そういった形で一国二制度のような形になるのは非常に大変だと思っております。

それから、もう一つは、つまり今までの財産といいますか、確かに蓄積された米ねつとの財産があるわけなので、それがどういうふうに行くかという辺りの議論ですけれども、私が非常に懸念しておりましたのは、米ねつとのサーバーでデータを集めています。それが最初の5年間が終わって、次の5年間が終わって、今、7年目なのです。そうしますと、サーバーの更新というのは必ず起きてきます。聞いている人はよく分からないかもしれませんが、サーバーはデータを蓄積するところです。ローカルの中でサーバーの更新だと、それだけで莫大な費用がかかるのです。得た利益をほとんどサーバーの更新に使うような話になります。

それともう一つは、南魚沼市病院事業の場合の特例かもしれませんが、さっき言っ

たHL7FHIRの一つ前がSS-MIX2というソフトですけれども、残念ながらSS-MIX2にも入れていないです。入れますと5,000万円が、利用料とは別にかかるという話なので、全体の魚沼地域がどうなるかという議論は置いて、少なくとも南魚沼市病院事業としては、5,000万円払って一国二制度のことをやって、さらにこれから診療報酬のいろいろな点数をもらえないということはまずかろうと思っております。南魚沼市病院事業としては令和7年度で脱会というふうに考えていますが、魚沼圏域全体としても、私はいち早くHL7FHIRを中心とした電子カルテ情報共有システムのほうに移行すべきだと思っております。理事会あるいは直接県の幹部にもそうすべきで、音頭を取るべきだという話をしてきたところであります。

以上です。

○議長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

HL7FHIRへの移行といいますか、それは先ほど市長からのお話でも分かっていますし、私もそれは必要だと思っています。国も2030年をめどに全部移行に向けて進めているわけですので、それはいいのですけれども、魚沼地域医療圏で進めてきた医療体制をそこにどう継続していくかという問題だと思います。今病院事業管理者からSS-MIX2への移行で5,000万円かかるというお話もありました。ただ、魚沼基幹病院などはそういう体制を取っていますけれども、南魚沼市民病院というのは米ねつとが始まってもう既に13年前後かかっていますけれども、SS-MIX2への移行というのはこれまでもずっとしてこなかったと理解しています。

例えば情報については、医事のほうの情報ですとか、画像は画像情報から米ねつとに提供しているということですから、十数年何もしなかったのが、やめるときに来ていきなりSS-MIX2に移行しないといけないということにはならないと思うのです。それはそれとしまして、今までのような体制を市も魚沼医療圏の中では、ある意味トップランナーとしてこの普及を進めてここまでなってきた。この地域全体で一つの病院という魚沼地域の医療再編を発展的に継続させていくためには、今おっしゃったHL7FHIRへの移行をいち早く市民病院がやる。これはいいことだと思うのです。

さらにその知見を例えば米ねつとの中であるとか、地域医療構想調整会議の中で皆さんに提供しながら、ほかの病院や診療所も一日も早く移行ができるように、今まで米ねつとの土台になって、そして地域医療構想調整会議の中でしてきた議論を、今度はHL7FHIRに移行する。ワンランク、ステップアップして、そこへやはり市民病院が問題意識を持って全国で11番目という、そういう意味では先駆的な取組をするということであれば、それを米ねつとの理事会の中でやりながらその知見を皆さんにも提供して、そして一緒になって少しでも早くこの魚沼医療圏が全国でも先駆けて移行を成し遂げる。そういうふうな部分に尽力する。このこともそういう意味ではこれまでずっと進めてきた市の行政の方向性というか、位置づけから言っても必要ではないかと思っているのです。

例えば、SS-MIX2への移行5,000万円なんてしなくていいわけですから、今までの内容で継続しながら、それは会費は若干かかりますけれども、2030年なんて後5年でしかないわけですから、そこに向けてやはり地域の中でも核となって、南魚沼市がそこを情報提供も含めて議論を先行していくことが極めて重要だと思います。例えばここで米ねつとを脱退するのではなくて、米ねつとの中で魚沼地域医療圏の皆さんと、今市長がおっしゃったような方向に向けて一緒に歩いていく。そういった位置づけとといいますか、役割を果たすべきではないかと思っていますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

先ほどの答弁のとおりですけれども、今そういう議論があって、一方ではそういうことを言う人もいるわけです。正直言ってそういうふうにやって南魚沼市としてはそちらの方向にきた。でも、どこを向いて仕事しているかというふうに私は思うのです。サーバーは関係あるのです。さっきから答弁しているとおおり、物すごくかかるのです。そういうことと今置かれていることとは違う。以前の状態と新しいいろいろな動きが出てきた中で、時代的にそういうものを変えていかなければいけないということが今の我々がやるべきことというか、方向を決定していくことだと思います。

おっしゃっている意味は——私はこれから将来にわたって市民の皆さんの一番の利益に基づかなければいけない。これまでのシステムを引き継ぐということが、私どもはちょっと今懐疑的になっている。これから新しい弾を入れてやらなければならないのです。そこを負担して、さっきから言われている一国二制度、2つのものを、これからずっと続いていかないかもしれないそのシステムと、今度は国が推奨していく新しいやり方、それも魚沼圏域だけではない、全国一律で使われていくものの両方にかけていくということが私としても、当然市民病院としても、それは少しいかなものかということでもずっと議論もしてきたけれども、そういうところに今立っているということです。

だから、私どもはやはり市民の皆さんの将来にわたる利益のことを一番中心に考えれば、今の制度で魚沼圏域はこれまで続けてきた。それはすばらしいことをやってきたわけけれども、今そういうところが問題になっているので、初めの頃から少し考え方を進まなければいけないのではないかとということでもずっと話をしてきたのです。そして結果は今そういう形で、もちろんお付き合いできるところは頑張ります。

ただ、一つ、介護のほうに我々は関係していません。している地域もある。湯沢町と当市は関係していません。例えばそういうことでも、いろいろな意味で今までの米ねつとの体制を維持するために、我々ももちろん協力を惜しまずやってきた。そういう点もあるのです。だけれども、今後はちょっと違うのではないかとということで議論をこの間ずっとやってきたと思うのです。そういう意味での方針を決めている。方針はそういう方向ではないということでは言っているわけなので、どこに向けて我々は仕事するかという点で、私はこういうふうな決断、方向が示されるべきだというふうに思っていますが、どうでしょうか。

それが魚沼圏域を守ることです。魚沼圏域だけでやる仕事ではないというところに、今時代が向いているのです。そこを間違っははいけないと思いますが、いかがですか。

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

先ほどからサーバーの話も出ていますけれども、先ほど出た 5,000 万円というのは S S - M I X 2 へのシステム移行のことで、サーバーというのほうおぬま・米ねっとのサーバーの話で、ここで更新の時期というのは確かにそうだと思うのです。後 5 年間くらいありますから、今そのサーバーもどうするのかと恐らく理事会で議論中だと思うのです。

ただ、今ほど市長からどちらを向いて進めていくのかというお話もいただきましたが、一番の根幹はこの地域で全ての医療機関——病院、それから診療所、薬局等も含めて地域全体で一つの病院といいますか、この目的に向けてずっと動いてきたわけです。ですから、例えばここで H L 7 F H I R に移るといふときも、その理想はやはり持ちながら、地域全体の医療体制がきちんと連携できる。地域全体で一つの病院。例えば魚沼基幹病院も H L 7 F H I R への移行はまだなのです——当市はもうすると言っていますけれども——ですから、いろいろ言ってもここは魚沼基幹病院を中心に全体として医療体制を維持していく。この努力を今までも進めてきたわけです。ある病院に至ってはうちはメスを捨てたと。だから、基幹病院との連携だというようなことまでして今まで来ているわけですから、その体制をやはり維持していくことは大変重要だと思うのです。

ですから、今言っている、当市が国のプラットフォームに移行していく。これももちろん大事なことです。ただ、まだ魚沼地域で市民病院だけです。それをしながらその知見を地域に生かして、そして皆さんにも、ここはこのくらいいい。今度こうなってこのくらいいいのだ。だから、早くみんなで移行しようということで、この地域全体の医療体制といいますか連携を上げる。市民も含めて多くの方が魚沼基幹病院にもお世話になっているわけですから、そのことが魚沼基幹病院を含めた地域の医療体制の底上げといいますか、継続といいますか、医療人材が少ない医療資源に乏しい魚沼医療圏でやっていく。どちらを向くではなくて、そのことがすなわち市民への安全安心にもつながってくると思いますので、そこをやっていくべきだろうと思います。

それには、例えば S S - M I X 2 への移行で 5,000 万円なんてことは今する必要はないわけですから、その中できちんと意見反映したり、地域医療構想調整会議でも話を出して——傍聴できませんけれども記録を見ると、地域医療構想調整会議ではまだあまり具体的な話になっていないようですから——そういった部分を意見反映しながら、今ほど病院事業管理者や市長がおっしゃったようなすばらしい国のシステム、医療情報プラットフォームへ地域全体で移行できる——市民病院は一步先になるわけでしょうけれども、まず移行していく。そういった条件を市民病院がやはりこれまでと同じように先頭に立って、米ねっとにしても 2030 年の執行ですから、それまでには移行していく。そして国でも、米ねっとのような地域のプラットフォームと国のプラットフォームのすみ分けをどうするかという議論はワーキングチ

ームもやっているわけです。

だから、そういう中でどういうふうに残す部分があるのか。あれば残さなければいけないし、そして国のプラットフォームに移る項目は移る。地域医療情報の連携ネットワークに残す部分があれば残す。そういう中で地域全体で進んでいく。そして魚沼圏域の医療の連携体制をさらに進めていくことが重要で、例えば内向きになってそこを脱退するとかという議論ではなくて、そこをやるべきだろうと思っているのです。例えば今、魚沼医療圏で米ねつとを脱退というような病院が市民病院のほかにもどこかあるのか、それも含めてお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

この後、病院事業管理者のほうから——もちろん理事でずっと話をしているわけです。今の情報って全部それは……。体制を、もちろん携わってきた皆さんやそういう人たちは維持したいところがあるかもしれないし、我々もそういうふうに向かっているいろいろな議論をしてきました。しかし、今示されている内容をよく吟味すれば、これははっきり言って、このまま続けていくことがいいとは思えません。なので、もちろん今の米ねつとを急にスパッとやめるという——もちろん病院事業のほうはそうかもしれないけれども、我々としては自治体間のいろいろな関係もあるから、これもいろいろ吟味しながらやっているけれども、なるべくならやっていきたい。しかし、やはりいろいろ勘案しますと、ここで切り替えていくべきだと私は至極当然のように思うのです。

やはり南魚沼郡市医師会でもいろいろ議論はあるだろうし、その体制も加盟率による事業負担ではなく人口割です。そういうことも含めていろいろあるのですよ。だから、それはちょっといかなものかということ、我々は提案もしているけれども、なかなかそういうことは難しいです。負担が我々は重いのです。言っている意味が分かりますか。そういうことも含めていろいろあります。

一番最後です。私はそういう中で、市民の皆さんの将来にわたる道筋でありますので、自治体としては、ここでいろいろな意味のお付き合いを急に暴力的にやめるなんて言っていない。ただ、それを我々が納得した上でやってほしいので、まだその議論が乾かないところまであるのですということ……。あまりに情報が豊富なので、それを今ここでやられて、あまり議論するのも私はいかなものかとも思っているのだけれども、この後は、病院事業管理者から説明を、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

冒頭の発言で、南魚沼市が音頭を取ってやってきたかのようなご発言がありましたけれども、事務局は当初南魚沼市の職員がやっていたが、全体の加入率の推移をご覧になって分かるように、これは魚沼市の先生方がずっと引っ張ってきた事業で、こういう形でやってきた。

それで今ポイントになっておりますのは、今後5年間のときにさっき言ったSS-MIX 2の5,000万円というのは、市民病院固有の問題であって全体の問題ではないのです。全体の中で問題なのは、ローカルでデータを蓄積するためのサーバーが必要で、それが今年度予算とか来年度予算ではなくて、5年間は債務負担行為で業者と契約しなければいけない。

そうすると、あと半年ぐらい考えて様子を見る、あと1年考えて様子を見るという話ならいろいろあるかもしれません。これは市長さんが判断する話ですけれども、5年間の債務負担行為を通常その構成自治体が負担する。あるいは最初の契約は理事長たる魚沼基幹病院の生越院長がやられると思いますけれども、非常に危険ではないかと私は思っております。そしてその結果として、結局一国二制度のようなものが続くと、結果的に納税者あるいは被保険者に対する負担を強いることではないかと思っております。

ただ、私どもが一生懸命やった知見については、あらゆる場を通じて還元したいと思っておりますし、魚沼基幹病院との連携も毎日のようにやっていて、生越院長に対しても、このこととは別だという形で連携しております。

以上です。

○議 長 8番・梅沢道男君。

#### ○梅沢道男君 1 全国医療情報プラットフォームへの円滑移行について

これ以上やっても水かけ論になりそうですけれども、本当に医療体制は市民の一番の安全安心を守る基盤だと思っております。そういう意味では、市だけではなく医療資源の不足する魚沼医療圏で本当に連携を取りながら、そして手を携えながら、新しいすばらしい方向に進んでいくことは極めて大事だと思っておりますので、ぜひまた、議論も乾いていないという市長のお話もありましたが、今後もそういった方向で議論を進めていただければと思います。

#### 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

続いて、大項目の2点目に移りたいと思います。部活動の地域展開に向けた進捗状況についてということで、まず小項目の1点目、認定地域クラブの整備と部活動の移行は順調に進んでいるかということでもあります。

市の中学校部活動及び認定地域クラブの活動計画によりますと、令和7年10月からは、休日については認定クラブ活動が実施される場合は原則として学校の部活動は実施しないこととして、令和8年度からは、今度は休日の部活動はもう実施しない。認定地域クラブ活動に完全移行するという計画となっておりますけれども、この活動方針に向けた部活動の地域展開は順調に進んでいるのか。今の状況についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

#### ○市 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

梅沢議員の大項目2点目の、部活動の地域展開に向けた進捗状況についてということでもあります。認定地域クラブの整備と部活動の移行は順調に進んでいるかということでもあります。これらの件につきましては、できれば私が思うに2番、3番も含めて教育長の答弁がま

ず先にあるべきと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

それでは、部活動の地域展開に向けた進捗状況について、最初のご質問、認定地域クラブの整備と部活動の移行は順調に進んでいるかについてお答えいたします。

南魚沼市では、令和5年度に策定した推進計画に基づき、令和7年度末までに休日の部活動の地域展開を完了する取組を続けております。今年度、部活動と認定地域クラブの両方が活動を行う状況となっておりますので、両者を合わせた活動計画を策定いたしました。種目ごとに生徒がどのようなスケジュールで部活動を行い、認定地域クラブの活動に参加できるのか分かる計画となっております。

今年度後半の10月以降は、休日に認定地域クラブが活動した場合には、部活動を行わないこととしております。生徒の活動機会を確保しつつ部活動を減らして、認定地域クラブの活動が実施される状況をつくっております。

地域展開の現状は、多くの部活動の種目で認定地域クラブが創設され、受け皿の整備が進みました。進んでいる途中のものもたくさんございます。しかし、これから認定地域クラブを立ち上げる種目もあり、引き続き支援を進めていく必要がございます。また、認定地域クラブは創設されたものの、生徒のニーズに対して十分な受入れ態勢とはなっていない種目もあります。今後は、認定地域クラブが運営体制を強化できるよう継続して支援する必要があると考えております。

地域展開を進めていくことで新たな課題が見つかるなど、まだまだゴールには時間がかかります。引き続き改善に向けた支援や体制の充実を図ってまいります。

以上です。

○議 長 すみません。傍聴席の方々をお願い申し上げます。携帯電話の音を鳴らないようにマナーモードか、電源を切るなりしていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 続行いたします。

8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

ありがとうございました。本当に地域展開を計画どおり進めるといのは大変なことだと思います。特に受け皿の問題が、今まで日本では全国的にそういうふうになっていない。そういう中で新潟県や南魚沼市は、ある意味トップランナーだというお話も伺っています。そういう意味では大変現場ではご苦労いただいているのだらうと察しています。

ただ、今年度中に受け皿がなかなか土日、祝日でなっていないところもあるというようなお話を伺いましたが、地域認定クラブ体制の整備ということになると、どうしても指導者の確保ですとか、あとまた今、学校の部活動をご指導いただいている部活動指導員の方々の今後の体制や活用の仕方も問題になってくると思うのです。今なかなか進んでいなかったり、

移行に向けて頑張ってもらえる種目とか競技があると思うのですが、それらの一番の課題と  
いいですか、ここの改善がなかなか難しいとか、今そういった課題みたいなのがあれば教え  
ていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

議員からお話がありましたように、指導者の確保ということについては大変難しいところ  
があります。スポーツの種目におきましては、それぞれの種目ごとに来年春に向けて準備が  
進み、もちろん課題がある中でありますけれども、少しずつ進んでいる状況があります。一  
方、文化部、吹奏楽の部活動から地域展開にというのは非常に難しいところなのです。指導  
者の問題もありますけれども、楽器を使って集団で活動しますので、その練習場所等も含め  
て課題が多く残っております。今、現状では吹奏楽を何とか、どのような形で進めていくか、  
指導者の方や地域のいろいろな関係者の皆さんと相談を続けているところでございます。

以上です。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。そうするとスポーツクラブのほうは比較的順調に進んでいるというよう  
なことでよろしいのでしょうか。そこだけお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

順調という言葉はなかなか使えない。進んでいますが、なかなか難しいところもござ  
います。ちょうど今の時期に10月からスタートした今年度後半の認定地域クラブの活動と部活  
動の活動、それぞれのバランス等も含めて専門部会で振り返って、課題がどこかという  
ところを種目ごとに協議を行っているところであります。まだちょうどその途中でありますので、  
課題はやればやるほど見つかる。これが現実であるというふうに捉えているところで  
ございます。

以上です。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。順調に恐らく進んでいるところもあるだろうし、なかなか大変なところも  
あると思います。特に今度は地域クラブ、地域展開ということになると、今まで各学校ごと  
でそれぞれあったクラブが、恐らくその数がそっくり地域移行ということにはならないと思  
いますから、市内で幾つかのクラブ——2つとか1つとか3つとかということになってくる  
のだらうと思います。そうすると学校の活動時間も今までの4時からというわけにいきませ  
んから、土日ですから、昼間からやるということもあるでしょうけれども、集約されてくる  
と子供たちが家から通う距離もなかなか大変になってくると思います。中学生ですから自分  
で自転車で行ければいいのですけれども、例えば親の送迎等も出てくる場合もあろうかと思

いますが、その辺について支援策みたいなものがあるのかどうなのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

新たな休日の地域クラブは、それぞれの生徒が選択して参加する形になります。今までの部活動は学校ごとにその一つの学校に集まります。これからは自分で選択してその会場に向かうということになります。その会場に向かう方法はそれぞれ生徒が自力で行くなり、送迎等を家族からお願いするなりでありますので、単独の移動になります。それに対して具体的な支援をする形は、今のところ取ることがなかなか難しいと捉えています。

以上です。

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。大変な中、全国のトップランナーで頑張っておられるということですので、またぜひ、少しでもこの計画にのっとなって進むようにご努力いただければと思います。

続きまして、小項目の2番に行きたいと思います。指導者への報酬支払いに対する保護者の認識や市の支援策についてということです。今後、部活動の地域展開が進む中で指導者への報酬の支払いは当然必要となってくるわけですが、地域や保護者の認識です。これまでの部活動とはまたそこが全然違ってくるわけですので、この認識が進んでいるのか。また、保護者の負担にも上限といいますか、限界があると思いますし、経済的困窮世帯への支援等も当然必要になってくると思いますけれども、これらに対するお考えを伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

指導者への報酬支払いに対する、保護者の認識や市の支援策についてということでございます。部活動では、非常に安価な負担で生徒の活動が行われてきました。皆さんご承知のとおりでございます。これが地域での活動、いわゆる習いごととなる場合は、指導者への謝礼や会場までの送迎など、負担が増えることを繰り返し保護者に説明してまいりました。認定地域クラブが持続可能な指導体制をつくるためには、一定の経費が必要であることは当然でございますし、それについてご理解をいただけるよう、さらに周知を図ってまいりたいと思います。

現在、文部科学省では、部活動と地域クラブ活動のガイドラインを改定するというところでその作業を進めております。その中で保護者負担額の目安を示すこととしております。また、令和8年度の概算要求におきましても、国の認定に基づく補助制度の創設も示されました。

南魚沼市におきましては、認定地域クラブ創設時に必要となる特別な経費の負担軽減を目的として、今年度より生徒の参加数に応じた市単独の補助金を支給しております。国の補助制度として進めるものは令和8年度から創設されるのですが、その詳細はまだ不明なところ

です。私どもとしましては補助制度を活用して、保護者の負担軽減を図ることとしておりますし、生徒の活動機会の確保につなげていきたいと考えているところでございます。現段階ではそのような内容でございます。

以上です。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。今後ということもあるのですが、今ほど教育長からお話しのありました市単独の補助制度、認定地域クラブ活動費補助金ということで、令和7年度、令和8年度で創設されたということで、私も要項なんかも見せてもらいましたけれども、本当に国を先取りして、使い勝手も制度的にも分かりやすく、非常にいい制度をすばやく立ち上げて、今地域認定クラブに対して支援していただいている。これは正直言って驚きました。対応も早いですし、内容的にも大変分かりやすく、そして受けやすい。こういったことをきちんと国に先駆けて立ち上げてやっているという体制が南魚沼市の教育委員会にはあるということで、本当にその部分は頑張っていただいていると思っています。

そして、これが令和7年度、令和8年度の立ち上げということで今お話しがありました。今後は令和8年度で休日等の民間移行が終わって、今度は平日も含めた完全移行に向かって恐らく計画としては進んでいくことになろうかと思えます。地域クラブ活動も土日、休日を移行して、その後は平日を移行していくということになると、指導者の指導回数や日数も増えてくるわけですので、そういう意味では今ほどここで問題になっている指導者の報酬もどんどん移行して膨らんでくるということになろうかと思えます。

今ほどお話しありましたけれども、国も概算要求でクラブ活動への支援を項目に上げていきますので、それらとの連携ともなるのでしょうけれども、平日の移行も含めて完全移行になって、地域展開が落ち着くまでの間はぜひ説明して、そういったことが当然だという保護者の皆さんの認識の普及とともに、そういった体制がきちんとなるまでの支援についてもぜひ継続して進めていただきたいと思いますし、また国は今回の概算要求で、経済的困窮世帯の生徒への支援等も打ち出しています。これらに関する考え方も含めてお伺いできればと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

市単独の補助金の支給につきまして、肯定的な受け止めをしていただきましてありがとうございました。ここにつきましては、やはり実際に認定クラブを立ち上げる際に国の補助金を使う手続が大変難しく、それぞれのクラブの立ち上げようという思いをそぐような手続の難しさがございました。しかし、私どもはしっかり支えたいということで始めたところがあります。

それも含めた補助金を今後どこまでできるかということにつきましては、国の補助制度がどのような形になるのか分かりませんので、それとバランスを取りながら、連携しながらこ

れから検討するところであると考えております。将来的にこうだということはなかなか難しいところではありますが、しっかりと補助制度の大切さにつきましては認識しているところでございます。

以上です。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。先ほども言ったように認定地域クラブ活動費の補助金、これらも率先して立ち上げて対応して今いただいているということで、こういった対応を将来にわたってまた進めていただきたいということで、2番のほうは終わりにしたいと思います。

最後に小項目の3点目です。地域展開の進捗に伴う施設の不足等への対応策についてということです。部活動の地域展開が今後進んでいくわけですけれども、これに伴いまして部活動の実施時間が今までは学校では4時頃からということですが、今度は地域展開になると7時以降くらいに時間が移行していくことで、体育施設の利用時間が社会人のスポーツ団体・チームと重なるという現象が起きてくると思うのですけれども、施設の充足状況ですとか、今後の整備計画等について考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

地域展開の進捗に伴う施設の不足等への対応策について伺うというご質問であります。施設不足が起きないように、南魚沼市としましてしっかりと策を取ろうとしているところでございます。来年度より休日の部活動は行わず、認定地域クラブの活動のみに移行する予定でございます。これにより休日の日中の中学校体育施設が空くことから、これらを認定地域クラブに割り当てて、活動場所の確保を行うこととしています。

このほか、平日についても認定地域クラブの活動が徐々に拡大していきます。部活動が放課後から夕方の時間帯で活動していますが、認定地域クラブはその時間に活動を行うことは、議員がご指摘されているとおり非常に難しい状況がございまして。夜に活動を行う認定地域クラブがほとんどだと考えております。既存の一般団体利用者の活動と重複することから、活動場所の不足が懸念されるところでございます。

そこで、学校開放においても認定地域クラブへ優先して活動場所を使えるように、優先枠を設定するなど一定の配慮を行っております。今後も一般団体利用者との調整や認定地域クラブ同士の調整が必要であると考えております。しっかりとその調整を続けたいと思います。

また、屋外で活動する種目も多くございます。雨天や冬季の場合、部活動では校舎の廊下や階段などでトレーニングすることが可能でしたが、認定地域クラブでは校舎内を使用することができないために、活動場所を確保する必要が出てきます。これらのニーズに対応するためにどうするかということで、例えば、現在は利用の少ない小学校の体育館などの施設を利用して、認定クラブが活動場所の選択肢としていろいろなところを使えるよう広げてまいりたいと考えているところでございます。しっかりと活動場所の不足が出ないように、対応

を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

分かりました。施設利用が大変な状況になってくるのかという心配はしていますが、実は令和6年6月定例会で、大和中学校の建て替えに合わせて、地域クラブ活動や誘致大会の開催が可能な観客席付の体育館を造るべきではないかというような一般質問をさせてもらいました。そのときは市長からも、単なる学校施設でもなく大会利用だけでもない視点に立って、学校施設に観客席付もあっていいのではないかと。これがチャンスになるかもしれないという思いがした、というご答弁をいただきました。その後、実施設計に今入っていて、そういうことにはならなかったわけですが、その理由や計画等がもしありましたら、一言でいいのでお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

観客席となりますと、非常に体育館が大きなものになります。現在、実際の生徒が使う、あるいは地域の皆様が使う活動場所としまして、そこまでの広さについては検討いたしましたけれども、難しいと考えたところであります。活動場所としましては、しっかりと活用できるところであります。観客席のというところまでの判断は至っておりません。

以上でございます。

○議 長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2部活動の地域展開に向けた進捗状況について

ここからぜひ市長にもご回答いただければと思うのですが、学校教育委員会的には恐らくそうだと思うのです。学校を造るとき補助事業だとか起債だとか、そういう財源的な問題もあると思いますから、根本的にそこは考えを変えないと駄目だろうと思っています。

人口減少が進む中で市の総合体育館建設は、今後もなかなか難しい話になってくるのだろうと思っていますけれども、今度は平日の部活動が地域移行になってくれば、基本的には授業終了後は学校による使用はほとんどなくなる。そういう意味ではどちらかというと、体育館のその後の主たる使用は社会人や地域移行になった部活動ということになってこようかと思っています。そしてそういう中で、施設を造って大会誘致も可能な、総合体育館ではないけれども、これから学校に手を入れるということにもなってくるわけですので、今度は先ほど教育長が言われたように、そういうときには学校の施設には入れないように体育館とやはり分離して、社会人や地域のクラブ活動で使うようになるわけですから、学校と切り離れたみたいな構造も必要になってくると思います。

そういう中で、体育館の使用に対する考え方ですとか使用方法を根本から考え直して、若干経費的には建設とは別に何かかかることも出てくると思いますけれども、ぜひその辺を見

据えていただきながら対応できるように——地域的な部分もあろうかと思いますが、今後中学校の、例えば今度、六日町中学校が今度老朽化して体育館を建て直すときに、あの2つある体育館がこれまでどおり補助対象になるかといえば生徒数からいって、学校の補助金や起債だけではなかなかそういうことにはならないと思います。そういうふうに社会体育部分での利用が今後伸びていくわけですので、ぜひそういった部分も今から検討いただいて、総合計画に盛り込んだり、ローリングの中に盛り込んだりという具体的な——その前段の作業があると思いますが——方向に向けて今から検討を進めることが必要ではないかと思いますが、これについては市長のお考えがあったら伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

では、私も答弁しますが、前から言っていますが、そういう観客席付等々の体育館といいですか、そういうスペースというか、そういったものがもう必要だとずっと思っていたのですが、まだいろいろなものでは検討されていませんけれども、そういうふうに思っておきまして、これは市民からもまた体育のそういう関係の皆さんからも物すごい強い要望だと思って任じておりますので、やっていきたい。

例えば、県内全体を考えてみても、県営とかも、やはり長岡市からこちら側にそういう施設がほとんどないわけです。そういうことも含めて、何かいろいろ感じます。避難のことだけではなくて、やはりそういうことも含めて県内全体を見渡して、そういうことも例えば主張していくとか、いろいろなやり方があるかと思いますが。これはないところの、一番これは絶対やりたいと思っている一つであります。これから十分考えていきたいと思っております。皆さんと一緒にまたそういう議論をしてみたいと思っておりますけれども、まだどこにやるとか、全く決まっています。

○議 長 8 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 部活動の地域展開に向けた進捗状況について

これは学校に手をつけなければいけないときにいきなりというわけにはいきませんので、ぜひ早めの検討をいただいて、子供たちが施設がなかったり、社会人もそうですけれども、運動の場がなくなったりするということのないように、ぜひ取組を進めていただきたいと思っております。

終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 再度お願い申し上げます。傍聴席の方々、もう一度携帯電話等々確認していただきまして、音の鳴らないようにしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 1 番・神保貴雄君。

〔「頑張れ」「はい」と叫ぶ者あり〕

○神保貴雄君 1 番・神保貴雄です。よろしく願いいたします。傍聴の皆さんもありが

とうございます。

さて、これから始めていきたいのですが、私、生まれは長岡市ですけれども、育ちは六日町。ずっとそこの公園で幼い頃遊んだり、孔雀がいたときとかありました。そんなことがあったり、家もここから徒歩5分ぐらいで、多分一番、議員の皆さんの中でも家が近いと思うのですけれども、そういったここで議員として活動できることは非常に感慨深く思っているところがございます。ということで通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

## 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について

大項目3つございます。1つ目、大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について伺いたいと思っております。本質問に先立ちまして、現状を確認するために11月19日に担当課へ調査依頼書を提出させていただきました。本来であれば2週間ほどお時間をいただくとお話を伺っていたのですが、一般質問通告の締切り前日である11月26日に1週間ほどで回答を届けていただきました。ご多忙の中、私の依頼に迅速にお応えいただいた職員の皆様にはまずもって心より感謝申し上げます。

せっかく急いでご回答いただいたところに重ねて質問するということになり、大変恐縮ではございますが、いただいた内容を拝見した上で、どうしても今のうちに確認し、議論しておかねばならない点が見つかりました。

大和公民館とコミュニティホールさわらびは長きにわたり自治活動や文化芸術、子供たちの学びと発表の場として親しまれてきた、まさに大和地域の大切な顔ともいえる大切な拠点です。今回の改築計画は、その拠点を大和中学校と一体的に整備し直すものであり、教育と文化の両面から地域の未来を描く、非常に重要な事業となります。

事前資料によれば概算事業費は10億円を見込んでいるとのこと。これだけ大きな事業ですから、単に建物を新しくすることだけが目的となつてはいけません。誰のためにどのような機能を持たせ、将来どれだけのコストがかかるのか。これらを慎重に見極めることが私たち議会と行政の責務であると考えております。

しかしながら、いただいた回答資料を拝見する限りでは、計画の根拠となる具体的なデータや将来的なコスト試算といった部分が現段階ではまだ十分ではないように見受けられました。このまま計画が進むことには少し危惧するところもございます。

そこで、本日はいただいた回答を踏まえ、よりよい施設造りのための建設的な議論として伺ってまいります。まず1点目は、計画の根拠についてです。回答によれば、利用者の属性集計や他自治体の事例収集は行っていないとのことでした。客観的なデータや他市事例の分析なしに、何を根拠として新施設の規模や機能を決定したのでしょうか。感覚ではなく具体的な判断基準をお示しくください。あわせて、今後改めて調査を行い、その結果を計画に反映するお考えはあるか伺います。

そして2点目は、ホールの多目的化による機能低下と住民合意についてです。計画にあるホールのフラット化、可動する席……（何事か叫ぶ者あり）はい、ありがとうございます。可動する席の導入は多目的利用に有効な反面、音響や座り心地などの鑑賞環境は、固定席に比

べ低下する懸念があります。さわらびの名称存続を望む声は単なる名前だけではなく、文化拠点としての質の継承を求める住民の願いだと考えます。そこで専用ホールと比較した際の機能低下リスクをどう認識し、住民にどう説明、合意形成を図ってきたのか伺います。併せて、専門家の意見徴収の有無や、今後の市民へのフィードバック、時期についてもお示しく下さい。

そして3つ目、コストと将来負担についてです。現在の大和公民館等の維持管理費は年間約2,180万円と聞いております。今回の回答によれば、新施設についてはライフサイクルコストを試算していない、維持管理費も現段階では試算できないとのことでした。ここで改めて強調しておきたいのが、ライフサイクルコストの重要性です。

ライフサイクルコストとは、建設時の工事費だけではなく、完成後に毎年かかる光熱費や人件費、設備の修繕・更新費用、そして遠い将来の解体・廃棄に至るまで、その施設が一生の間に必要とする総費用のことを指します。分かりやすくいえば、建てる時のお金だけではなく、使い続けるためのお金も合わせた、長期的に市民が負担する税金の総額です。

概算で10億円もの投資を行うに当たり、30年、40年先を見据えた総費用がどうなるのか。見通しを持たずに計画を進めることは、将来世代への責任ある財政運営とはいえないと思います。複合化によって効率化される部分がある一方で、設備が高度になれば維持費が増える可能性もあります。そのプラスとマイナスを精査し、結局市民負担は増えるのか減るのかを早期に示すことが、説明責任であると考えております。

そこで現時点で、これらの試算が全く示されていない現状は、市長はどう受け止めておられるか。建設から廃棄までの総費用と改築後の年間維持管理費について、複合化による削減効果も含めて、いつまでに試算し公表していただけるか、具体的な方針とスケジュールをお示しいただければと思います。

以上、計画の根拠、そしてホールの機能低下について、コストと将来負担、こちらの3つについてお伺いいたします。一度造れば、簡単にはやり直しが利かず、その影響を受けるのは私たち自身だけではなく、私たちの子供や皆さんのお子さん、お孫さんの世代です。だからこそ、データに基づく計画と将来コストを見据えた慎重な財政判断、そして地域住民との丁寧な会話が欠かせないと考えます。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議 長 神保貴雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、神保議員のご質問に答えてまいります。初対面ではありますが、お互いに頑張りましょう。

### 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について

それで、大項目1点目の大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について、この中で3つ尋ねられていますが、1番と2番につきましては、教育長から先に答弁をしてもらうことにします。3番目につきましては、財政とか様々なことに係るので、これは南魚

沼市立になりますので、設置側となります私のほうから答弁したいと思います。1、2、3と来たほうがやりやすいと思うので、私は自席で答弁いたしますので、よろしく願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について

それでは、神保議員のご質問、大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画についての1番目と2番目についてお答えいたします。

まず1番目、利用者属性や他自治体の事例の分析を行わずに、施設規模や機能を決定した根拠は何かについて、お答えいたします。

最初に申し上げておきますが、施設規模や機能の決定はまだしておりませんので、そこはよろしく願います。

まず利用者属性につきましては集計しておりませんが、日頃から大和公民館をご利用いただいている皆様は、比較的高齢の方が多傾向にあるという認識でございます。もちろんその方々だけではなく、これまでご利用いただいた利用団体の皆様への説明会を開催し、ご意見を具体的にいただいております。その方々からは、今の活動ができる程度の規模と機能があれば十分といった声がほとんどございました。

また、コミュニティホールさわらびにつきましては、現施設の座席数は392席ありますが、満席となるようなイベントは年間数日、ここ3年間では最も多い年で4日ほどございました。利用の多くは市民あるいは民間の教室の発表会、講演会や研修会といった利用が多い状況でございます。利用団体の皆様のご意見も踏まえて、施設の規模は今の施設と同程度の規模が妥当と考えているところでございます。

一方の機能につきましては、中学校との複合化によって中学校の部活動——これはスポーツというよりも文化部の活動でございますが——その地域展開を進める上での拠点としての機能とともにホールは移動観覧席を採用し、多目的な利用ができるよう機能の拡張を図りたいと考えております。

2つ目の、ホールのフラット化に伴う音響等の機能低下の懸念に対し、どのように住民の合意を図るのかについてお答えいたします。

ホールは多目的な利用・活用ができるよう、座席を移動式にして、フラットにする計画でございます。これにより、例えば軽い運動系の活動や、文科系の地域クラブの活動、ワークショップの開催、広いスペースを利用した表現やイベント活動、これは先ほどもお答えいたしました。さらに中学生と地域住民の交流活動、さらには近隣の学校との交流活動などいろいろな展開ができる。そのように考えて、これまでできなかった活用の広がりを期待しているところでございます。

また、災害時の避難所、これは大和中学校の体育館も避難所としてなりますが、例えばこの公民館のホールの活用としましては、小さいお子さんを持つご家庭の避難場所、あるいは配慮が必要な方々の避難場所等を考えながら、活用できるというふうに想定しているところ

でございます。

議員がご心配していただいています、音響等の機能低下が懸念される件についてでございますが、音響や照明などの設備をどうするかについては、現段階では決まっておりません。新しいホールにどの程度のレベルを求めるのか、そこがポイントとなるだろうと考えております。職員が視察に行きました群馬県の邑楽町のホールは、移動観覧席のフラットなホールでしたが、音響は非常にこだわった整備を行い、プロの演奏家が録音に使用するほどのレベルでした。新たな大和公民館のホールではどのような活動を行うのか、利用団体の皆様とも協議しながら、またいろいろな方々のご意見をお聞きしながら、検討を今後進めてまいりたいと考えております。

また、整備を非常にレベルの高いものにした場合、機器を操作する職員にも高いレベルが求められます。人事異動を伴う一般行政職員では、その高いレベルの操作をマスターし、それを続けることは難しいと考えております。その場合、機器の操作業務を専門業者などに委託しなければならないため、そういった対応が可能かについても検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について

それでは、3点目について私から答弁いたします。大和公民館・さわらびホールの改築事業については、令和8年度から令和10年度までの3か年で、総額10億円の概算の事業費を見込んでいるということであります。先ほど議員がお話しの新施設のライフサイクルコストについては、まだ詳細設計の前でありますので、建設費は概算でありますし、設備の仕様もまだ、今お話しのとおり未定です。なので、維持管理費を現状をベースに試算せざるを得ません。その上で、供用開始年度を令和11年と仮定した場合——仮定するというかそういうふうになった場合です。財源に起債——借金をして造るという起債です——起債とふるさと応援活用基金などを活用した場合、そしてふるさと応援活用基金を充当しない場合——多分ご理解していただけると思うのですけれども、そういう2通りの試算を説明したいと思います。

まず、ふるさと応援の活用基金を充当しない場合です。この場合は施設の構造については鉄骨造ですけれども、耐用年数が34年——令和11年度から令和44年度と設定しています。減価償却費は建設費用総額10億円のほか、途中で設備関係の大規模改修などを多分行うことがやってくるでしょう。その場合には2億円程度行うことを想定して、一年平均3,500万円とこれを見込んだ。

光熱水費や施設管理費等の維持管理費については、面積が現状の8割程度に縮小することで効率的な維持管理が行える一方、物価上昇を踏まえて令和7年度の見込額よりも2割程度増加するものとして——ちょっとくどくど言って申し訳ないのですけれども——そういうふう想定して考えた場合、一年平均2,600万円と見込んでいる。

このほか、借金をしてその利子については利率を2%として試算して、その結果減価償却

費を含む総費用については、令和 11 年度から令和 44 年度、大分先ですけれども、34 年間で総額 23 億 470 万円、一年平均で 6,770 万円の費用がかかるという試算となったということです。

一方、収入については、施設使用料として、施設使用料というのもありますので、過去 3 年間の平均額を採用して——将来はちょっと分からないので、それで見るとしかない。いっぱい利用されればこれが増えるわけですけれども、34 年間で総額 4,080 万円、一年平均で 120 万円を見込んだ。また、この施設の建設に際しては起債を発行することを想定していますが、令和 8 年度分の事業には公共施設等適正管理推進事業債——こういう借金の仕方もありまして、この事業債を活用する予定であります。元利償還金の 5 割が普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、この算入額が 1 億 7,700 万円、一年平均で 520 万円を見込むことができる。この普通交付税措置額を収入に含めると、収入総額は 2 億 1,780 万円、一年平均 640 万円になる。

以上のことから、一年当たりの収支では、交付税措置を除くと 6,650 万円の費用の超過、交付税措置を含めても 6,130 万円の費用の超過という試算になっているということでありませう。

ちょっと分かりづらくて申し訳ない。でも、そういう試算をするわけですから、やはり聞かれれば、こうやって答えざるを得ないのです。もうちょっと我慢してください。

一方、ふるさと応援活用基金を充当した場合には、これを充当すれば令和 9 年度と令和 10 年度の起債発行が不要となるわけです。持っているもので立ち向かうということになります。なので、その場合、事業費の全額を基金から充当するため、起債償還の利子が一部不要になります。また、減価償却費についても、令和 9 年度、令和 10 年度の建設費用について市の負担がなくなるということから、一年平均で 2,500 万円低減されて、1,760 万円と見込まれます。この場合の総費用は、総額 14 億 5,870 万円、一年平均で 4,290 万円という試算結果となっている。ふるさと応援活用基金を充当する場合の一年当たりの収支としては、起債の交付税措置を除くと 4,170 万円の費用の超過、交付税措置を含めると 3,650 万円の費用の超過となる。

最初に申し上げましたとおりですけれども、これは詳細設計前の推計の金額でありますので、現時点でのライフサイクルコストの試算は、これを公表していくとか、そういうことについてはまだまだ不向きであるということはお理解いただけたらと思います。

ただ、1 点だけちょっと加えますが、ふるさと応援活用基金は今ちょっと広義に使い過ぎている。本来、我々が用意しなければいけない公民館とかを造る場合に、果たしてそういうことにこれを全部充当させるのがふさわしいかどうかという議論も、やはり皆さんからもそういう視点を考えてもらう必要があるのではないかと私は思いますけれども、ただ、これを使えば、将来の費用負担と申しますか、将来世代の負担は激減することは間違いないということでもあります。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

**○神保貴雄君 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

丁寧にご答弁いただき、ありがとうございます。1つ目の小項目についてですが、教育長は利用者から聞き取りをされたということですが、何名くらい、そして何団体くらいに話を聞いたのか、そのアンケートの規模というか、サイズみたいなのが分かれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

**○議 長** 教育長。

**○教育長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

利用者団体のことにつきましては、担当課長から話しをさせます。

**○議 長** 社会教育課長。

**○社会教育課長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

それでは、何名くらいの方からの意見かと申し上げますと、先ほど教育長が答弁したとおり、令和5年度から令和7年度に大和公民館を利用されている団体の皆様に、ご案内は総数で60団体くらいあったのですけれども、実際に来ていただいた方は3割くらいということでありました。3割といっても専ら利用が多い団体の皆様からご意見をお聞きしました。

その中で、先ほど教育長が答弁したとおり、公民館を利用されている皆さんの大方の意見は現状維持。現状の施設規模で……（「人数は」と叫ぶ者あり）人数は20団体くらいです。

以上です。

**○議 長** 1番・神保貴雄君。

**○神保貴雄君 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

20団体ほどということで、ありがとうございます。

3つ目についてですが、まだ概算であるということでしたが、詳細な設計はいつ頃出のかについて、お伺いできればと思います。

**○議 長** 神保議員、(3)に移っていいということでもいいですか……（「はい」と叫ぶ者あり）もう少し声を大きくお願いいたします……（「はい、すみません」と叫ぶ者あり）(3)。

市長。

**○市長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

このことについては、教育部のほうに答えさせます。

**○議 長** 教育部長。

**○教育部長 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

詳細設計の工期ですが、今年度中を予定しております。

**○議 長** 1番・神保貴雄君。

**○神保貴雄君 1 大和公民館・コミュニティホールさわらびの改築計画について**

今年度中、分かりました。12月22日にまた利用者団体とのワークショップが行われると聞いておりますので、そういった機会をたくさん設けていただいて、市民の声、音響のプロの皆さんなどいらっしゃると思いますので、いろいろ検討していただいて、すてきな施設を

造っていただければと思います。

## 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

それでは、続きまして大項目の2つ目に移らせていただきます。介護人材の夜勤手当支援事業創設について伺います。全国的に介護人材の不足が深刻化する中で、本市においても人材の確保や定着に苦勞している介護事業者が多いと聞いております。とりわけ夜勤を伴う勤務は身体的、精神的な負担が大きく、離職や採用難の大きな要因の一つになると考えております。

本市においても手をこまねいているわけではなく、人材確保に向けた積極的な施策を展開されていることは承知しております。具体的には現在5年目を迎えている介護人材確保緊急5か年事業です。令和7年度の更新内容を拝見しますと、新規・移住定住就職支援金やカムバック支援金として、要件を満たせば一人当たり30万円、またケアマネジャー不足に対応するためのケアマネエール支援金や、ケアマネスタートお祝い金として20万円を支給するなど、就職の動機づけとして手厚い支援を行っていることは高く評価しております。

しかしながら、これらはあくまで就職したときや、資格を取ったときに支給される一時的な支援です。これに対して介護現場で最も過酷であり、離職の大きな原因となっているのは毎月、何年も続いていく夜勤業務です。この日々の過酷な業務に対する継続的な支援がなければ、せっかく支援金で採用した人材もやがて疲弊して辞めてしまうか、より条件のよい近隣自治体へ流出してしまう恐れがあると考えられます。

こうした中で、魚沼市では介護人材の確保・定着を目的として、入所施設等において深夜時間帯に勤務する介護職員に対し、夜勤手当を増額する法人にその増額分を助成する介護人材手当支援事業を実施しております。

ここで伺います。小項目の1つ目です。魚沼市が実施している介護人材夜勤手当支援事業について、魚沼市では介護人材の確保を目的として入所施設等において、深夜時間帯午後10時から翌朝5時までに勤務する介護職員に対し、夜勤手当を増額する法人に対してその増額分を1時間当たり500円、1回当たり上限3,500円をめぐり補助する事業を令和4年度から令和8年度までの5年間の時限事業として実施しております。

本市として、魚沼市の取組内容や実績、事業所や職員からの評価などについて、どの程度情報収集や分析を行っているのか。また、同様の課題を抱える自治体の先行事例としてどのように受け止めているのか見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

## ○市 長 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

それでは、神保議員の大項目2点目、介護人材の夜勤手当支援事業創設についてお答えいたします。(1)番、魚沼市のこういった支援事業について、取組内容や実績、現場での評価など、どのように情報収集して、そして認識をしているかということでもあります。

南魚沼市は、平成28年3月から魚沼市と湯沢町それぞれと魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定というのを結んで——定住自立圏という言い方をしますけれども——この協定を締

結して、魚沼圏域の連携の中で医療・介護、それから福祉の連携推進についても情報交換等を行っています。そういう場がもう設けられている。

魚沼市の介護人材夜勤手当の支援事業はもちろん把握しておりまして、魚沼市の法人から要望があって、夜勤をする介護職員が少ないということから、令和4年度から令和8年度までの5年間の支援をしていると聞いています。一応区切りとしては来年度いっぱいでしょうか。

また、取組内容や実績等についても共有していますが、令和6年度の実績では、1回の夜勤——先ほど議員がお話しですけれども、夜の10時から翌日の朝の5時までに対して、一人当たり3,500円を上限として手当を支給している。10個の法人とそれから20事業所に対して、実際の費用は合計で4,467万円が支給されているということで、現場評価などについては、令和8年度に実施する予定と聞いています。魚沼市でやるのが令和8年度にやられるということです。

また、介護事業所からは、令和9年度以降も支援を継続するように要望が上がっているということでありました。

今のところ情報収集と認識については以上であります。

○議 長 1番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

情報収集ありがとうございます。それでは、そちらを踏まえまして、小項目2つ目に入ります。

本市での介護人材夜勤手当支援事業の創設についてです。本市の5か年事業による入り口の支援に加え、今後は魚沼市のような働き続けるための支援を車の両輪として組み合わせることで、より強固な定着支援を行うべきではないでしょうか。それにより夜勤に対する処遇の見える化や評価にもつながり、現場のモチベーション向上や人材確保の一助になるのではないかと考えます。

5か年事業が最終年度を迎える今こそ、次の展開として夜勤支援を組み込む考えはないでしょうか。あるとすれば、その検討の方向性やスケジュール感について、また現時点で創設に慎重な立場であれば、その理由を含めてお考えを伺わせてください。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

こちらでお答えします。ご質問ありがとうございます。そういう夜勤手当の事業を創設する考えがあるかというお尋ねであります。南魚沼市では令和3年度から介護人材確保緊急5か年事業を実施してきました。議員がお話をしてくれているとおります。一定の成果ももちろんあるでしょうし、まだまだ足りないと言われればそれまでですけれども、こういったことでいろいろなことに手を施してきているということではありますが、令和7年度で5年目となるので、お話のとおり次年度以降についてこれをどうするかという議論をもうしなければいけないのです。

この中で、現在検討中ですが、今のところの実情をちょっと言うと、これまでなかったのですけれども、市内のいろいろな事業者の皆さんからみんな集まっていただいて、今思っているいろいろなこととか、こちらから出すやり取りというのはあるようでありなかつたのです。これはでも担当部、担当課は今そういうのを創設してしまして、これも年に1回だけではなくて数回やっていこうという話まで——言葉はふさわしくないかもしれないけれども、盛り上がっているというか、いいことだということになっているのです。

そういうことも含めて現場での声を実は聞かせてもらおうと、市内の事業者の方々から夜勤手当の支援についての要望は当市ではまだいただけていないのです。だから、問題意識は持たれていると思います。私もそういう声も聞こえなくはないけれどもと思うのだけれども、いわゆるきちんと公設したそういうところでは、まだ具体的には来ていないという状況です。ただ、そういう需要はあるのではないかと、私は多分その辺、議員と一緒にところがあるのではないかと考えているのです。ちょっと聞こえてきている気がするのだけれども……。

国の賃金構造基本統計調査によると、令和6年度の給与については、全産業平均と介護職員を比較すると8.3万円の、8万円以上の差がある。まずは介護職員全体の処遇改善を実施して、介護職員全体の給与の底上げが必要と考える。

先日の閣議決定でも、強い経済を実現する総合経済対策において、医療・介護等支援パッケージを緊急設置することとか、厚生労働省からは令和8年度介護報酬改定の時期を待たずに、人材流出を防ぐための緊急的対応策として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うという発表まであったということです。市としても、今後も介護施設への人材確保策を継続するほか、国からの施策を速やかに、いろいろなことが決まってくれば実行していけるように対応していかなければならないと思います。

なので、もう一度最初に戻りますが、緊急5か年の最終年度でありますので、次のことについて、このことだけを議論するわけではありませんけれども、そういうメニューの中にこういったものはどうだろうかということは、もちろん検討しなければいけないと思っておりますので、今回ご指摘をいただいて、そのことも入れ込んで検討していきたいと考えます。

**○議 長** 1 番・神保貴雄君。

**○神保貴雄君** 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

そのような介護の皆さんを集めてのミーティングをされているということで、すばらしいと思っております。そういった取組がどんどん増えてくれば、また離職者が減ったり、介護の環境もよくなると思います。どういう形でそのミーティングというか、お話しを聞いているか分からないのですけれども、今回夜勤についてはお話しが出なかったということですが、逆に言うと、相当魚沼市に行ってしまうのではないかと。夜勤のことに触れないで、南魚沼市の仕事を辞めて魚沼市に行ってしまうのではないかと私は何となく思ってしまったのですけれども、そうではなくて市のほうから、実は魚沼市では夜勤についてこういう取組があるのだけれども、南魚沼市でもやったらどうかとか、行政側からこんなことをやっているのだけれども、もし夜勤手当がつくようになったら皆さんどうですかみたいな、そういったお話の

聞き方もあるのではないかと今思いました。

そして、一番懸念されるのが先ほど言ったとおり、夜勤手当を目当てにといったら、言葉は悪いですがけれども、そちらがあるために南魚沼市から魚沼市のほうの事業所に移られるということがあるかもしれないと思っておるのですが、その辺りについてどのようにお考えかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

お話の筋はよく分かりました。ただちょっと思うのは、夜勤手当だけを論ずると、木を見て森を見ないということになりませんかということもあるのです。そういう視点もやはり持っていただきたい。新しいフレッシュな議員さんたちはぜひ持っていただきたい。だからその給与体系全体としてどうなのか。そこを引き上げるために我々も、魚沼市もやっていない、例えば、福祉施設に実は大変手厚い、いろいろな改修支援とかをやっているのです。これはほかからもびっくりされているようなことを南魚沼市もやっているのです。だから、経営ですからそういうところが引き上がってれば、夜勤手当のところ、それはひいては皆さんの給料全体のところにまで、これはその観点からも比べないとおかしい話です。

だから、全体としてどうなのか。ただ、私が危惧するのは、もしかして、そうは言っているも、向こうのほうがかつては給料が全然高くて、しかも夜勤手当もいろいろついているでは、向こうに流れるのではなかろうかと言われたら、私はぐうの音も出ないです。そういう比べ方をしなければ駄目です。

なので、これについては、私ちょっと細かいところまで分からないので、担当部のほうで答えられるようだったら……（拍手）答えてもらいます。

○議 長 傍聴席の方、拍手をやめてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

まずこの介護保険制度は大前提として、国の制度でやっているところです。サービスの内容であるとか料金であるとか、そこでそれぞれの市町村が、私どもはここが弱いのではないかとといったところを独自の予算を使って支援している。支援していない市町村もあります。魚沼市さんは、夜勤というのはきっと入所系の施設しかないですよね。たくさんある介護事業所の中の入所系の施設の夜勤に絞って、ここだと思ってここに手厚く支援しているというのが一つの状況だと思います。ですので、それ以外の事業所に限ってみると、夜勤手当を支援しても該当しない事業所は全く関係ないことにはなりますが、ただここはかなり集約しているというのが1点だと思います。

私どものほうは先ほど市長が申し上げたとおり、例えばこの夜勤手当とは違いますけれども、先ほど申し上げた介護人材育成の関係とか、ほかにも経済支援として、非常に物価高騰になっています。これを夜勤とか訪問とかでなくて、事業所に利用者1人当たり幾らという形で、これまでの3年間で1億5,000万円ほど支援してきました。そうやって法人全体をし

っかり下支えすることで——法人の中でもいろいろなサービスがあると思いますが、それぞれのサービスに偏ることなくやっていく。

例えば、その中でもここはちょっと介護保険の中で訪問系が弱いというところがあれば、そのときに訪問に関係する事業者の方については単価を上げて、多めにそこで支給するということも含めて、いわゆるその状況を見ながらやってきています。これをやっていないから駄目だ、これをやっているからいいというのではなく、それぞれの市町村の状況も違います。

ただ、先ほど市長が申し上げた全部の事業所の管理者クラス、また法人でいけば理事長クラスの皆さんが初めて先月集まりました。間髪入れずに今月もう一度やります。いろいろ施設も特徴がありますので、そこでそれぞれの皆さんがどんな要望とか、お考えがあるかということをもたまた聞いていけると考えております。

以上です。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 2 介護人材の夜勤手当支援事業創設について

ありがとうございます。国の制度ということですが、もちろん国という単位で考えていかなければいけないこともあると思うのですが、本当に介護は、特に田舎のほうというのですか、ご家族の皆さんの介護にまつわる大変なこと、苦労とかもたくさんあると思います。そういうところに関しては、もっと身近な市という単位でもお応えいただければと思います。あとは各施設の役員の皆様が集まってお話しをしたというお話ですが、もちろん役員の皆様もそうなのですが、現場の皆様の声も直接聞いていただいて、反映させていただければと思います。ありがとうございます。

3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

それでは、3つ目の大項目に移ります。熊の話ばかりで申し訳ないのですが、ちょっと違う角度からお話しさせていただきたいと思います。

熊出没増加に伴う市民の健康維持対策についてお伺いいたします。全国的に熊の出没が増加し、本市においても市独自の注意報や警戒情報が発令されるなど、市民生活に大きな影響が出ました。日常的に行っていた散歩、ウォーキング、登山、畑仕事など、熊が怖いから外に出られない、外出を控えているという声も多く聞いております。こうした状況が長期化すれば、運動不足、筋力低下、転倒リスクの上昇など、健康面での二次的な影響が懸念されます。

2つお尋ねしたいのですが、小項目の1つ目、運動機会への影響について、市民からどのような声が上がっているか。熊の出没や市独自の警報発令に伴い、散歩や登山などの野外での活動を控える動きがどの程度生じていると把握しているのか。各地域から寄せられている具体的な声や、健康面への影響をどのように受け止めているのか、現状認識をお示しいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

それでは、神保議員の3点目のご質問であります、熊出没増加に伴う市民の健康維持対策

についてであります。1点目についてお答えします。今回これほど熊の内容が多くなる、想像していましたが、本当に今大変な課題であります。違う角度からということで、また私もそういうことで回答していきますが、運動する機会への影響について市民からどのような声が上がっているかにお答えします。

熊の出没ですが、これは市民の皆さんの運動習慣とか健康づくりへの取組に対して、深刻な影響を与えているのではなかろうかと私は思っています。先ほど議員もお話しのウォーキングとか歩け歩け、私も控えました。私もずっと歩いていたのですがけれども、夏からちょっと……（何事か叫ぶ者あり）本当、それでこれです。（笑い声あり）身をもって体験している感じです。ごめんなさい、ちょっとちゃかして申し訳ない、本当のことなのです。人から「おまえ最近歩いていないから、ちょっと太っただろう」と言われます。これは本当にそのことであります。

散歩等の屋外での運動を習慣としていた市民の皆さんからは——歩いている人を本当に見なくなりました。走っている人も含めてすごく減ってしまった。ゼロではないですけれども、本当に減った。熊の出没情報を受けまして、安全確保のために運動を中止せざるを得ないとの声が、市の保健師のみんなが訪問等の際にも寄せられていると言っています。

また、特定健診受診者等、運動が必要とされる対象者に対して保健指導を実施するときとか面談、それから電話相談を行う際にも同様に、屋外での運動は危険が伴うためできないとの声がやはり聞かれている。そして健康維持を目的とした運動の継続が困難になっている状態が今確認されています。

特に、子育て世代においても影響が大きいのではなかろうか。熊の出没警戒に伴いまして、一部の保育園や幼稚園では野外活動が制限された。ご家庭においても屋外での活動ができない状況が生じていると見ています。このため、保護者の方々からは、休日には子育ての駅ほのぼのなどの屋内の安全な施設を利用して体を動かすよう工夫しているという声も伺っているということでもあります。私は直接聞いていないけれども、やはりそういう話が市役所に来ているということです。確認している。子供の健全な発育のための活動場所が狭まっている状況を重く見ています。今年は特にそうだったと思います。

大原運動公園の近隣で熊の目撃情報が結構多くあったのです。地域の行政区長から利用者への注意喚起を求める懸念の声が上がっていました。これを受けまして、当該施設では例えば利用者の安全確保のため、施設の受付時に今いろいろな意味で注意喚起をやったりということが、もちろんそういうことは当然やってきました。

日常の行動の自粛という形で声なき不安というか、これがまさに高まっている状態ではなかろうかと認識しています。あと細かいところはいっぱいありますけれども、直接あまり市長のところまで投書があるとか、そこまではないのですが、ただ、例えばこの秋だってキノコ採りの時期だったのです。山へ入った人は本当に少ないと聞いていますし、そういう意味ではみんなの運動だけではなくて、楽しみとか、そういったところまで何か阻害されているような気がしております。

以上であります。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

認識されているということで伺いましたが、一番の問題は外出の自粛による健康の二次的な被害。熊に襲われてけがするというのはもちろんですが、そのリスクを避けるために閉じ籠もったり、引き籠もってしまったことによって、特に高齢者の皆さんの健康リスクの増加が懸念されるわけですが、そういった二次被害について執行部というか、担当部署等で話合いが持たれたのか、お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

特にそこはやっていません。ただ、その質問的的を得ているかどうか分からないのですけれども、あのコロナのときを思い出したのです。みんながいろいろな活動を止めた、そういう弊害ってあったと思うのです。だから、二次被害ということになると、もしかしたらこの議会で別の角度ですごく議題になっている人口減の問題まで、本当そういうところまで想定します。人が人として交流しなくなるかもしれないです。あまりひどいと動かなくなるから、そういうことまで含めてです。ただ、市役所でその話合いを今正式にやっているかという、そこまでは至っておりません。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

それでは、小項目2つ目の質問に移ります。警報が出ている間、ディスポートや塩沢のトレーニングセンターなどの公共スポーツ施設を無償で市民に開放する考えがあるかという点についてです。屋外での活動が制限される期間において、ディスポートやトレーニングセンターなどを時間帯や回数を限定しながらでも構いませんので、無料または大幅な減免で解放することは、市民が安全に運動を続けられる環境づくりにつながると考えます。熊警報・注意報の発令期間中に、公共スポーツ施設を代替の運動環境として位置づけ、特別な利用措置を講じる考えがあるかどうか、市長の見解をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

お答えします。熊の出没警報を事由とした公共スポーツ施設の無料開放につきましては、現時点で実施する考えは今のところまだ持っておりません。私はこのご質問の中で、無償で市民に開放するという考え方というところが少し引かかる。これは引かかる理由をちょっとこれから言います。言われる向きはよく分かるのです。その声を私は聞いていないわけではなくて、そういう言葉を言った人も中にはいるのです。だけれども、市長という立場からは、そのときちょっと釈然としないと思うところが実はあるのです。

公共スポーツ施設は地方自治法上の——くどくど言いますけれども——公の施設として、住民の健康増進やスポーツ振興を目的として設置されています。当然といえば当然。それで、

受益者負担の原則があります。特定の事由をもって施設を無料で開放することは、施設利用における公平性、公正性というか、そういうところでちょっと疑問があるのです。既に施設を正規の料金で利用されている受益者、例えばですけれどもプールとかトレーニングセンターの年間利用券を持っている人とか、いろいろある。そういったところとの兼ね合いをどうしたらいいのかとか、そういう点がまずはあろうかと思えます。

公共スポーツ施設を無料開放した事例は、避難所として指定された場合を除いて、自然災害発生時でもないです。熊対策についても同様の扱いをすることが——大変な事案なのですけれども、少し前のめり過ぎるかとは私は気がする。だから、無料開放といわずに、やはりこの開放を、規定の料金をいただくかもしれない……もっとすごく大変な事案になれば、少し料金を下げるとか、それはそのときにまたケース・バイ・ケースというか、そういうときに臨機応変に対応すればいいけれども、何でも無償にしたからということと呼び込もうというところまでの行き方が少し、私の中で言葉が悪いけれども、ちょっと短絡的かという気がするのです。

だから、もっと全身、体を動かしてくださいということで、例えばだけれども、そこにスポーツ指導できる人がいてとか、例えば筋力をもっとやるとか、そういうところでもう少し、みんなの利用を促進していくというか、そういうほうに考えたほうが、手間がかかるけれども、私はいいのではないかと思います。

コロナのときにいろいろな市内のスポーツ施設を合宿等の使用について減免したという事例はありましたが、それに近い状態が今生まれつつあるのかということ、今言っているけれども、これで考えをストップしているわけではなくて、今後やはり見つめていきたいと思えます。

○議 長 1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 3 熊出没増加に伴う市民の健康維持対策について

ご丁寧な答弁ありがとうございます。全額無料ではなくても、いろいろなことができると思います。特にやはり心配なのが高齢者の方になると思いますので、例えば65歳以上限定とか、あとは減免、割引といったほうが分かりやすいです。そういった対処法もあると思いますので、ぜひその辺も検討いただきたいと思いますし、この恐ろしいのがいつまで続くのかが分からない。また、春に——いつも秋ですけれども、春に熊がまた出てくるかも分からないし、秋も期間は冬眠しない熊って昨日からお話が出ていますけれども、そういったこともあると思いますので、今だけではなくて、長い目で考えていただければと思います。

では、最後に一言申し上げて私の質問を終わりにしたいと思います。本日の答弁を通じていろいろな課題が見えてきました。私は今日いろいろと質問させていただきましたけれども、やはり最初にもお話ししたとおり、私たち大人が子供や孫の世代に決して負の遺産や将来につけを回してはならないと強く考えております。本市には若者が帰ってこられる南魚沼へというすばらしいスローガンがあります。しかし、せつかく帰ってきてくれた彼らを待っているのが維持管理もままならない使いにくい施設や、膨れ上がった財政負担であってはならな

いと思います。彼らに希望ある南魚沼市を手渡すために今何ができるのか、それを必死になって考え、行動するのが私たち大人の責任だと考えております。感覚や前例だけで判断するのではなく、客観的な根拠のあるデータに基づき、将来を見据えた責任ある市政運営を行っていただくことを求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議 長 以上で、神保貴雄君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 15 時 20 分といたします。

[午後 3 時 03 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 20 分]

○議 長 質問順位 11 番、議席番号 3 番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 こんにちは。議長よりお許しがありましたので、発言させていただきます。

議場並びに其他媒体にて傍聴いただいている皆様、心より感謝申し上げます。本日の私の質問が市民の皆様の暮らしにとって一助になればと思い、そんな気持ちでお話しをさせていただきます。

さて、今年も残り僅かとなり、厳しい冬を迎える時期となりました。本市では多くの皆様が除雪作業に携わり、道路環境の維持に大きく貢献されております。このご尽力に敬意を表し、今後もこの冬に事故やトラブルがないことを願っております。また、少し振り返りますと、今年も猛暑、そして少雨が続き、本市でも水不足となりました。そんな中、渇水対策においてはリスクを伴う状況の中で迅速かつ的確に対応していただき、その姿勢は多くの関係者を勇気づけ、取組を後押しするものになりました。今後も同様の事態が起こり得ることを踏まえ、引き続き効果的な対策が講じられることを期待するものであります。それでは通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

## 1 ふるさと納税制度における環境整備について

大項目 1、ふるさと納税制度における環境整備についてです。ふるさと納税に関する現況調査結果では、令和 6 年度寄附受入額が全国 18 位となった。また、先日 11 月 20 日、ふるさと納税未来創造 AWARD において地域未来づくり賞を受賞し、今後も期待が高まる中、満足度の向上を図り、安定的にサービスを提供できる体制が必要であると考えているが、今後の課題と取組について伺う。

小項目 1、農産物の構成比が高い中、農業用機械整備支援事業補助金は担い手支援に大きく寄与したと考えるが、今後の取組について市の見解を伺う。

小項目 2、寄附件数の増加に伴い設備投資が進み、資機材等の保管施設が不足している。空き家の車庫等を事業利用できるような仕組みをつくってはどうか。

小項目 3、偽装等を未然に防ぐため、チェック体制が重要な付加価値になる。寄附額と並行してチェック体制についてもトップを目指せるポテンシャルが本市にはあると考える。今後の方針は。

壇上からは以上となります。

○議 長 笠原大輔君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、笠原議員のご質問に答えてまいります。最初であります。緊張しますか。（「若干」と叫ぶ声あり）私はすごく緊張して、今思い出しても井口さんの回答をほとんど覚えていないくらい、もう本当に震える感じだったのです。でも、本当に堂々としてすばらしいと思います。その勢いで頑張ってもらいたいと思います。早速答弁いたします。

### 1 ふるさと納税制度における環境整備について

ふるさと納税制度における環境整備につきまして、3つほどその中でお尋ねでありますので、1点目の今後の取組について市の見解をとということであります。

令和6年度の南魚沼市のふるさと納税の寄附額はお話のとおり、昨年度71億円を超えました。とても信じられない数字でありますけれども、新潟県内では1位、全国でも18位、全国1,788自治体がありますので、その中で18位という数字は当初からは考えられなかった数字だと思っております。北海道と九州を除く本州の中ではかなり上位なのです。そういう状況であります。多分お米の部分につきましてそこが評価を一番されているので、それではもう全国やはりトップレベルだろうと思っております。全国の皆様からこの南魚沼市を応援いただいていることに、改めてやはり感謝を申し上げなければなりません。

このうち農産物は金額全体の87.1%で、米だけで85.5%となっておりまして、当市のふるさと納税の多くは南魚沼産コシヒカリを中心とした農産物によるものとなっております。

こうした中、産地維持の担い手である生産者を支援するため、今年度初めて、先ほどお話のありました農業用機械整備支援事業に取り組みました。ある種画期的だったと思います。農業用機械の購入に際して、上限200万円で購入価格の20%を補助するというものであります。累計で124件の申込みをいただき、当初出発はちょっと失敗でもないのですが、見込み違いで、その後いろいろ議会の皆さんにご迷惑をかけましたけれども、認めていただいて、1億400万円を超える交付決定をさせていただいたものであります。この補助金の原資はふるさと応援活用基金でありまして、南魚沼市のふるさと納税に大きく寄与していただいた——今ほどの割合を見ても分かるとおりでありますが、この農業者の皆さんへの恩返しという面もあったのではないかと思います。

加えまして、もっと広義の意味のこの地域の農地を守るとか、農業を守るということは、すべからくこの地域の環境とか、この地域そのものを守っていっている、そういうのが私は農業者であり、農業という産業だと思っております。これを何としても守り抜いていくところでこの支援事業に踏み切ったわけであります。

去る11月20日に東京において開催されました第1回ふるさと納税未来創造AWARDにおきまして、南魚沼市が地域未来づくり賞という栄えある賞を受賞することができましたが、この取組をはじめ、ふるさと納税を原資として、当市の農業者支援やブランド推進に取り組んだ結果がやはり一番評価されたという、ほかの部門もいっぱいあるのですが、私ど

もは今回この1点だけにエントリーさせてもらって、全国の皆さんの評価の中で3つのうちのひとつに入ったということです。一番先に名前を呼ばれたので、多分得票数は1位だったと思います。と後で伺っています。あまり強くここを言っては困るのかもしれませんが、でも本当なのです。でも、これは本当に皆さんと取り組んだおかげであります。

この使い道の評価というところで評価をされたということが、寄附額以上にうれしいことだと思っております。来年はいろいろなほかの部門にもエントリーをしていきます。医療のこともやっているし、様々に取り組んでいます。こういったところでは来年必ず違う意味のAWARDの賞を受賞できるまで当市は進めているのではなかろうかと、私は少し胸を張りたいという思いがしております。

今回の実績を踏まえまして、この効果検証を行いながら、今後もより効果が見込める支援に取り組んでいきたいと考えております。

2点目であります。現在、寄附件数の増加に伴って設備投資が進んで、資機材の保管施設が不足している。これは例えばお米の保管先もあったり、機械が増えてきたことによるのも想定されているのだろうと思ってお答えしますが、空き家の車庫とかを使って事業利用できるような仕組みをつくってはどうか。私はいい視点だと思います。取組というのはこれを待っていたわけですから。そうやって活性化していくことを目指して我々は取り組んできている。そういう動きになっているというふうに議員が思われていることは本当に素晴らしいことだと思います。

寄附額の増加に伴って設備投資が進むことは、地域経済の活性化にもつながる本当によい影響だと考えていますし、また質問いただいた空き家の利用につきましても、遊休資産の有効活用という観点から見ると、非常によい取組であると考えています。

一方で、市が持たなければいけない視点というのがあって、市が——公のお金ですよ——公金を使って空き家の倉庫等を借り受けて特定の事業者が使う、その事業用に利用するという仕組みは、公共性とかやはり公平性の観点から考えると、非常に実施は難しいと私は言わざるを得ないと思います。このような取組は、例えば不動産事業者も含めて民間で事業を進める人たちのスキームというか、そういうところが立ち上がってきて、やはり進んでいくのが一番のベストな形ではなかろうかと思っております。

ふるさと納税は、一般的なECサイトの出品とは異なっています。これは前から言っているのですが、ふるさと納税は商品をつくった場合、あまりリスクを負わないのです。要するに、あるAという商品をつくった場合——これはお米でもいいのですけれども、これをつくった場合、自分がその販路を拡大したり、販路をつくり出すまでは物すごい手間暇がかかって、もしかして駄目だったりすると、コストを全部かぶらなければいけない。

そういうことがない形で、公が民間の皆さんと一緒に組んで、すぐに商品棚に並べることができるわけです。そういう意味で物すごくいい制度だと私は思いますけれども、そういうことを私は言っているのですけれども、初期登録費用とか販売手数料、例えば広告費とか、そういったものの費用について事業者が負担することを限りなく少なくして、そして返礼品

として全国に向けて、その事業者自身の商品として届けることができるという、大変事業者にとってそういう意味では非常にメリットのあるものである。

だから、その部分が差し引かれていると考えるとすれば、今度それがよくなってきて、では次にどういう投資をすべきかといったときに、やはり自らもリスクを負わなければ、私は事業者とは言えないと思うのです。社員をいっぱい雇うとか、そういうところにつながってってもらいたいということをずっと言ってきたわけですから。なので、今ほどご提案の空き家の車庫を事業利用できるような仕組みを、議員がお金を全部出せと言っている意味には捉えておりませんので、そういう仕組みが出来上がってきたらいいと言っているとしたらすばらしい。そういう観点で進めていかなければならないと私は思っております。

ご自身の事業展開に関わることは、やはりご自身の責任で判断いただいて事業を展開していくというのが趣旨です。私はそこで初めて成功と言えるものだと思います。ちょっともう一回くどくど言うと、全部が公費を使って、何か支援をしてやり続けるということは、やはり一線を引いて、そこは頑張ってくださいということだと思います。

加えまして、でも大きな意味で雪室とかに取り組んできました。こういったものを公共として造って、逆に言うと、例えば笠原議員の農園があつて、そこにある団体が出来上がってきて、そこに預けた場合、そうするとそれはお金もいただきますけれども、しかしなおそこに付加価値をつけて売っていくというような新しい展開とかを——私はずっとここでよく言っているのですけれども、そういうことはまた別の話であつて、そうすると農業者をさらに支援していくというような制度が高まっていく。そして加えて、3番のほうにちょっと触れていってしまうのですけれども、品質の管理というのも徹底してできることになります。そういうことを目指したいと私は思っていますが、こういう議論をしていきたいなと思います。

3番目です。偽装等を未然に防ぐためチェック体制が重要なのです。付加価値となるという視点を議員が持ったことに私は拍手を送りたいと思います。それが付加価値になると言ったことです。それが困るとか言っている観点よりもさらに上に行く。それが、そういうチェック体制の徹底が付加価値を生むということに見てもらったのが、私はすごくいい視点だと思います。ここにはもういらっしゃらない議員ですけれども、この品質の管理、そういったものを徹底してこの議場で訴えていた先輩議員がいらっしゃいます。そのことを忘れたことはございませんし、そういう観点からも先ほどの話もちょっと触れてくるのです。

令和6年度の国全体の納税額が約1兆2,728億円、1兆3,000億円に迫っている。こういう過去最高の制度になりました。反面、他県の自治体、これは長野県でもブドウの話がありましたし、お米のことで東北のほうの県でもこの間あったばかりです。産地偽装が発生したことなどから、国では産地偽装や過度なサービスなどについて規制を強めているところがあります。今そういうことに実は我々もいっぱいさらされています。そういう締めつけと言っては悪いけれども、気をつけろということです。これは至極当然であります。

自治体における品質の確保はもちろん、そのチェック体制を整えることは納税いただく皆さんに対してのやはり最大の礼儀である。返礼品の価値以上に大きな付加価値であると思

いますし、そういうことが認められて、初めてトップランナーとしての地位をさらに保っていくことができるというふうに理解しております。

市は、米を返礼品とする事業者については、参加を申し込んだとき及び年1回の地産表示に関する書類の提出を今必須としており、または登録事業者のうち、数社を対象に抜き打ちでの米のDNA検査を実施しております。

加えまして、南魚沼市ふるさと応援寄附金事業実施要綱というのがありまして、これに基づいて事業者の皆さん我々と組んでいるわけです。今年度はこの規定に基づきまして、その現場に赴いて、ありていに言えば倉庫に入って行って、そこで事業者の在庫管理の状況調査、またはヒアリングなども実施している。要するに、そのところに入るという、そういうところまで今やらせていただいて、これは事業者の皆さんも自分たちを守るという意味も含めて、これを皆さんが理解をしてくれていると私は思うので、今こういったことに及んでやっているとあります。

これからも県のほうの担当者等々に話も伺いながら、チェック体制の強化を弱めるのではなくて、強めていきながら、先ほど申し上げたようなブランド米の産地の一員として、みんながそれに取り組んでいるという自覚を持ちながら、地域一体で信頼確保、また品質維持に私どもも一緒に取り組んでいくつもりでありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 1 ふるさと納税制度における環境整備について

それでは、小項目1番から再質問させていただきます。市長のほうで当初の予算のほうには触れていただきましたが、大変いい取組であったと私も評価しております。やはり国や県ではなく、自分たちが暮らす南魚沼市が直接背中を押してくれたということで、農業者は大変喜んでいてる声も多く聞きました。

ただ1点、受付の方法と周知について、知らなかったとか、先に終わってしまったという、ちょっと苦言をいただいた部分もあります。ただ、過ぎたことですから、次年度に向けての展望ということでお伺いできればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税制度における環境整備について

笠原議員、今そういう苦言もいただいたというふうに弱めて言ってもらってありがとうございます。ですが、ちょっとどころではなくて、えらい大目玉も食らいました。市報が回る前にもう締め切ったのです。市報が一日に回る人だっているわけです。もしかしたらちょっと遅れている人もいるかもしれません。その方々は見えていないうちに来たら、もう全部締切りだった。そんな、本当に申し訳ありませんでした。陳謝申し上げます。

ただ、思いのほうはやはり達成できて——あまり思い出したくない部分もあるけれども、プレミアム付商品券のときに思いが先行して、ちょっとそういう意味ではお叱りを受けた事

例があったのです。やはりやり方、売り方、制度のつくり方、あとは告知の仕方とか、そういうのは、再度気をつけます。

ただ、この制度をやってみて、最初に用意した額をはるかに超える皆さんからの反響があったということで、急遽その専決をせざるを得なかったというか、そういう形で皆さんにちょっと落ち着いていただいて、そしてその後、議会で専決した予算について追認をしてもらうというような、ちょっと我々としては申し訳ないことに及んだけれども、ただ思いとしては物すごく伝わったのです。そういうことがありました。

なので、これは次年度もやるかどうかというのはまだ検討中でありまして、非常にその声は大きいということも把握をしております。ただ、どういうやり方やスキームの持ち方、もうちょっと精査もしながらいろいろ考えてみたいと思います。

では、私からの答弁で終わります。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 1 ふるさと納税制度における環境整備について

では、小項目1については、もう1点だけ質問させていただきます。実は今回の補助金の内容の中で農業用ドローンに関してが、恐らく要件から外れていたのではないかと考えております。この定例会の中でも、大規模農家がこれ以上受けられないというような声も一部つかんでいるというお話もあったかと思いますが、ここから先はやはりもう省力化せざるを得ないと思っております。

そういった中で、今ほど次年度はこれから設計をしていくのだというお言葉もありましたが、もし取り組む中にやはりこういったICT、省力化というのは、例えば撮影用ドローンの申請があれば、もちろんこれは汎用性が高いということで却下と理解できるのですが、農業用ドローンという商品で別カテゴリーという考え方で、一つ要件に加えてもいいのかと思っております。

そして付け加えて——ここから質問になりますが、実は自動車でも何でもそうなのですが、何分商品が届かないわけです。たまたま私は農業にも携わっていますので、よく分かっているつもりではあるのですが、注文すら今受け付けてもらえないというような商品が多くある。例えば春使いたいものが出せないだとか、春頼んだものが年内に来ないだとか、そういったことがありますので、恐らく急には改善しないと思っております。

なので、今後枠組みをつくっていく中で、これはもう次年度、もうその先の課題になるかもしれませんが、事前のヒアリングという形も少しスキームに入れていくと、予算であるとか要望がつかみやすいのではないかとと思いますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税制度における環境整備について

まず1点目の農業用のドローンの件、これは見落としていたわけではなくて、正直言ってちょっと想定していなかった。正直なことをしゃべります。一番は、本当は——何度もここで話をしたのですけれども、もしかすると議員は今日初めて聞くかもしれないですが、この

今の支援制度をつくったのは、市長たる私が毎日よくいろいろなところを歩いて、パブリックコメントを受けています。その中に農業のことでやるときにいつも言われるのが、この家のコンバインが壊れたら、市長、俺の家は農業を辞めますと、そこまでは頑張るけれどもという話なのです。例えば、田植機もある。

だから、そういうことを想定して行って実はちょっと幅広にも取ったつもりなのです。だから田植機とかコンバインとかだけでなく、例えば乾燥機だとか、実はこれまでなくいろいろな幅広に取ったのです。ただその中にはちょっと農業用ドローンという考えがなかった。端的に言うと、農業用ドローンがなくなったら農業を辞めるといふ人には出会ったことがなかった。でも今言われると、それはなるほどと思って聞いていますが、ちょっと別のところではないか。だからそういう省力化していく農業とか、そういったところの創設も含めて、議員がもしか提案ということであれば——今日でなくてもいいですけども、やはりそういうことが上がってくれば、非常に私としては傾聴に値するというか、そういうことになろうかと思えます。

後半のほうですけども、品物が入らないというのは、今どこもかしこもなのです。いろいろな工事現場もそう。全部です。ただ、農業用機械のほうもやはり言われていまして、実はもしも来年、我々が今検討していたように、来年度この同じような制度でやるとしたら、春の春耕、春やる田植機とかその類い。田植機だけではないです、例えば箱洗い機だってあるかもしれない。農業機械はいろいろなものがあるではないですか。そういったものまで及ぶときに、そういったものがきちんと納品されるかどうかというのは非常にみんなの関心事だと思えます。

なので、今回これからご議論をいただくことになろうかと思えますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、長い名前ですけども、これが今まさにこれから議論してもらうことなのです。このメニューの中に、昨日プレミアム付商品券の発行と福祉灯油の話をしました。ほかにもいろいろ取り組む予定がありますと言っていました。

この中に農業用機械の整備支援事業を前倒しでやっていく。前倒しというのは、今からそういうスキームをきちんと発表できれば、受付方法とかこれからですけども、春のものに間に合う。ここが実は今の思いの肝になる。そういうところに及んでいけばと考えているので、これは議会の皆さんにお認めいただかなければなりませんけれども、そういうふうに進めたい。だから今の回答の後半のほうはそういう答えになろうかと思えます。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 1 ふるさと納税制度における環境整備について

小項目1番、理解いたしました。

小項目2番に移りますが、公金で全てを抱えるというニュアンスではなくて、空き家バンクですとか、そういった把握しているところの有効利用というような、スモールスタートという意味で申し上げました。答弁の中に民間事業者、不動産事業者等交えてやるというのはごもっともだと思っております。2番に関しては理解いたしました。

小項目3番へ移ります。再質問となりますが、1行目の付加価値、本当に文字どおり付加価値であると思います。もちろん本市は食品が9割弱ということですから、おいしいということに尽きるかと思うのですが、その上をさらに行くには、こういったチェック体制だと思っております。そしてお言葉の中にも、これからも強めていくという言葉がありました。以前いた議員のお話もありましたが、鬼になるというような動画を私も拝見したことがあります。もちろんそういった側面が必要だと、厳しくやっていく。ちょっと私も今初めて聞いたのですが、数社抜き打ちもやっている。少しずつ進んでいるのだと思いました。

それが、やはり鬼が出たら逃げてしまいますから、鬼だけではなくて、提供事業者、協力事業者という名の下に、やはり一緒に両輪となって寄附額とか、そういったチェック体制のトップを目指していくという形の中で、そのチェック体制という通過するいろいろなガイドラインがあると思うのですが、商品そのものの品質の担保というのは各事業者が持つものですから、基本、難しいと思っております。そうではなくて、ちゃんとこういった独自に設けたルールを通過した事業者だというような、認定とすると言葉は非常に重くなってしまいますが、そういった付加価値を市が1個加えてあげると、南魚沼市のふるさと納税の体制というのがより全国的にも質が高いものになるのではないかと考えていますが、見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税制度における環境整備について

質問をありがとうございます。鬼になる話から言うと、議場でそういう話もあったのです。やる気持ちは鬼でも、本当の本旨は仏です。みんなでやるのですよね。だから我々も、我々と協力している、お米とか出してくれている事業者は仲間です。お互いにそれをやろうということ。だから、決して鬼のような形相でやるとか、鬼のような気持ちでやるとかではなくて、もちろんみんながそういう気持ちを持って厳しさについては鬼のように、しかしみんなですべてやっていくということであろうかと思えます。

でも、そういう状態は、やはり今外側のほうでいろいろな問題が起きてきているので、さらにその意識は高まってきていると思いますし、そして加えて弱めるのではなくて、強めていくという意味は、こういったことがいつ来られても、別にビクビクする必要はないです。みんながちゃんとしっかりやっているのだから、そういうことを含めて、こういうチェックをいろいろやっていますということをどんどん発表していけるような状態をつくれればいいというだけのことだと思います。

認定のこと。これも前からここにいろいろな議論が出ました。どういうやり方がいいのかというのがいろいろ考えるところがあります。これについては、少し担当している課長から答えてもらうことにします。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1 ふるさと納税制度における環境整備について

先ほど市長のほうから答弁がありましたが、県あるいは国にもいろいろ意見等を伺いなが

らそういう認定業者の対象とか、そういったものをいろいろ内部で検証しないとまずいので、そういったものを検証しながら、できるだけ早めにそういった体制ができればいいかと思っております。

以上です。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 小項目3番につきましては、理解しました。こういうふうにならば何度も議論を進めていくということも、これまた付加価値になっているというふうに感じております。

それでは、大項目1を終わりにして、大項目2に移らせていただきます。

## 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

大項目2番、道の駅南魚沼の再整備事業について。

当事業については、市民の憩いの場、また安心の防災拠点、新たな観光スポットとして大きな期待が寄せられ注目されております。施設の構想、取組について伺う。

1、子供が遊べる施設の導入、充実についてどのように取り組む予定か。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

それでは、笠原議員の大項目2点目、道の駅南魚沼の再整備事業についてお答えいたします。まず1番の、子供が遊べる施設の導入、充実についてどのように取り組む予定かということであります。

道の駅再整備事業につきましては、現在基本設計を進めているという段階です。現在の今ある道の駅には子供用の遊具として屋外ですけれども、ふわふわドームというのですか、あそこは人気ありますけれども、ふわふわドームや滑り台などがあります。原っぱだってそう言われればそのとおりですけれども。再整備を進めるに当たっては、これらの屋外遊具の拡充とか更新とかそういうことも含めて、また増設に加えまして、新築する建物が出てくるわけです。この中においても全天候型の子供の遊びの広場の整備を進めていきたいと思っております。

今、今泉記念館というのがあります。今観光協会とかが入っている昔からある大きい建物です、診療所も入っている建物です。こちらのほうでは、今は展示室などがやはり中心なのです。ここにも改装をかけまして、子供の遊び広場の整備を検討しているところであります。

詳細については、今後正式に決定してくる指定管理予定者といろいろなことを話し合いながら、急にその指定管理をぼんと任せるのではなくて、ずっとつくり上げていくところを一緒に考えていって——最後それを運営するわけですから、そういう新しいやり方で今そういう人たちをきちんと決めるという段階でやっていますので、そことの協議を重ねて決定していきたいと考えているところです。十分そういう配慮をしていきたいと思っております。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

再質問でも予定していたのですが、今大変力強い答弁の中で全天候型の検討を、あくまで

検討ということではありますが、検討で進めるということで、冬の時期をどうしても懸念しておりましたので、全天候型、本当にぜひ力強く進めていただきたいと思います。

なぜこの質問に至ったかということですが、子供が遊べる施設という定義が非常に難しいわけですが、私が今想定しているのは親子連れ、またはおじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れて行く施設という観点で申し上げます。

そして、そういう施設がどれだけあるかというデータが実はあまり取れなくて、ちょっと私の推測も入ってしまって申し訳ないのですが、やはりいろいろな方をヒアリングすると、近隣自治体に現時点は結構出ているというような声がやはり、ちょっとお名前を挙げると十日町市とか、ちょっと越えて堀之内の公園だとか、そういった声がありますので、基本設計の段階で全天候型という言葉ありましたので、ぜひ力強く進めていただきたいと思います。

それで再質問になるわけですが、基本設計を進めていく中で子供が遊べる施設というのは定義が難しいと今ほど申し上げましたが、ちょっとごめんなさい、名前がすぐ出て……イオンのほのぼのですね。そういったところで非常に生々しい声を聞いて反映していくというお考えが1つ——もちろん、それだけではないですが、そういったお考えがあるか伺いたいです。

○議 長 市長。

#### ○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

十日町市のめぐらんどとか、いろいろな人からもいろいろのところの声もいっぱい聞いているつもりです。今お話しされた商業施設イオンの中に公共の施設を造るのはイオングループとしては初めてだったのです。2例目かな、ちょっと子供を遊ばせる広場くらいのは、北海道で小さいのがあったらしいです。だけれども、あのくらいの規模のものは初めてだったそうです。

ふるさと納税の基金を活用してやった最初の仕事だったのです。だけれども、やはり時がたちました、もう9年くらいたつわけです。やはり少し今見劣りと言ったらちょっと悔しいのだけれども、そうではなくて、やはりあの中で少し規模感とか、もっと大きいものという頭もあったのです。それであそこは小さいお子さんがいっぱいいるから、ちょっと年が大きくなると一緒に遊ばせられないから駄目なのです。そういう問題もあるのです。いっぱい聞いているのです。

でも、あそこが一番は、ちょっと気がかりな点が見えるお子さんとかを早めに発見するか、治療とかいろいろ対応が必要な子供。そういうことで、あそこはちょっと考えてもらいたい、知っておいてもらいたいのは、本当の保育士が入っているのです。こういう施設というのはあまりないのです。今はもしかすると増えてきているかもしれない。だけれども、私は最初だったと思います。そういったところがいろいろな意味の効果を生み出していることはある。

ただ、今回の道の駅のほうは少し様相が違うのではないかな。やはりいろいろな不特定多数

の人も来ます。なので、もちろん道の駅の利用者の人たちというのは市民だけではないから、外からも来るわけなので、そういうところの施設になってくるという観点はありますけれども、やはりしかるべきある程度の施設感がないとできないでしょうという思いです。

では担当している産業振興部、もしくは準備室のほうから答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

全天候型とか、あと屋外の遊具等についての検討ですけれども、確かに議員がおっしゃるように、ほのぼのとかそういうところの意見というのは当初は聞いたのですが、あまり聞いていない。考え方というのは、道の駅はやはり老若男女、あと全国等から集まっていたきたいというところで、リサーチする方向としては、調査もしました。あと、我々も例えば愛知とかいろいろな道の駅へ行って話を伺いました。そうした中で、どんな機能がいいのかというのを調査させていただいて、そのところを基本構想に含めた中で基本設計者のほうと協議をしています。

これは、今12月4日付で、一応運営する事業者をプロポーザルさせていただいたものについては公表させていただいていますけれども、今後その方々がまた自分たちがいろいろやった施設のノウハウ等を入れて、ブラッシュアップしてまた進める形になると思いますので、そんな形で進めたいと思います。

以上です。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

はい、理解しました。調査の中でいろいろな意見等入ってくるかと思いますが、市内外のお子様に向けてということではあると思いますが、少なくとも市内のお子様がいる世帯との意見からは乖離しないように、何とかご尽力いただきたい。小項目1番については以上となりまして、小項目2番の質問に移らせていただきます。

小項目2番、観光スポットとして、雪を生かした雪上イルミネーションを検討してみてもどうか。この南魚沼市、やはり雪が、ときには厳しい場面ももちろんあるわけですが、やはり今いろいろな活用の仕方を利用して活用していくという中で、再質問の内容がちょっとありますので、すみません。小項目の質問だけでとどめますが、雪上イルミネーションを検討してみたらどうか、ご見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

やはりうれしくなります。私の年より議員は大分若いほうになるわけだけれども、そういう方からやはり雪の捉え方がこういうふうに変わってきたと思うことを聞いて、ちょっとうれしいです。雪の利活用というか、雪をただ単に大変なものだけに捉えない、そういう視点を持っている人がまた議員に出てきたことをうれしく思います。

本題に入りますが、基本的に道の駅の販売、飲食ブースは……やはり用意してきたものと、

ちょっとここに来ると臨場感って変わってくるのです。ちょっと今考えます。要はこの道の駅はテーマを、私は雪が一番にあって、そしてそこから発生する様々な、例えばですけども、お米もあれば——お米のテーマ館としてもやりたいです。テーマ展も取り組みたい。大きく言うと雪とお米だというふうに最初から言い続けています。しかし、そこからはお酒の産業もあるでしょうし、織物もあるでしょうし、文化や雪国の様々なものが雪というところから発生していると思っているのです。

そういうテーマ館の中において、雪の目玉になるようなものをやらないなんてことはあってはならないと思っていて、雪上イルミネーションなんかについても、営業もかかっているからいろいろこれから指定管理といいますか、そういうことを運営していく人たちと話し合っていかなければなりません。やはりそういう点からも当然こういうことは取り組むでしょうという感じ。取り組まないわけがないというふうに私は思っているし、もしもそうだったら少しそういうのを取り組みましょうという話を、もちろん開設者側としてはすると思います。

だから、雪上イルミネーションもそうですし、先ほどの子供広場のこともありました。屋内だけがいいだけではないです。屋外の、雪上の遊び広場だってあるのです。そこがもしも抜けていたら、どこにもある子供広場です。そんなのを造りたいと思っているわけではないです。やはりここにあって初めて雪に親しんで、そして誇りになるようなところをやはり演出していくのが我々のやるべきこと。そしてそこからできればスキーとかスノーボードとか、クロスカントリースキーとか、そういったことに派生して行ってほしい。そういうふうに何かやっていけるような場所づくりがもしも考えていないとしたら片手落ちであるし、もちろん考えていっているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 3番・笠原大輔君。

#### ○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

やらないというようなお答えがあれば、働きかけてでもぜひやってもらいたいという力強い答弁でしたが、イルミネーションが私個人的には好きで、やはりきれいなものを見たいというのはみんな共通している部分があるかと思ひます。例えばまた名前を出しますが、足利フラワーパークとか、本当にきれいで男の私が1人でも行きたくなるような施設なわけです。

単にきれいなものが見たいということで申し上げているのではなくて、イルミネーションというのは基本的に夕方以降に一番本領を發揮することになるかと思ひます。そうするとやはり滞在の延長が見込めるわけです。

私も本市を離れて暮らしたことがありますので、本市のアクセスのよさは本当にすばらしいものだと、離れているときから感じていましたが、裏を返すと帰りやすいのです。このまちを離れやすいというふうにも、遅くなくても家に帰れるなんていうやり取りを親ともした記憶がまだ新しいのです。

なので、そういった意味で私はイルミネーションというのが実は理屈的にもいいのかと、滞在延長が見込めれば、例えば宿泊施設の利用だとか、飲食店の利用もないよりは必ず見込

めるというふうに思っています。

なので、質問となりますが、イルミネーションではなくても、ほかに夜間のそういったイベント——19日も当市ではありますが、そういったイベントに関して基本設計の中に調査が今入っているのかどうか、見解を伺いたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

この点につきましては、やはり1年中ずっとやるかどうかはちょっと別として、やはり繁忙期といいますか、お客さんが求めているときに全部閉めていますというのは、役所でもあるまいし、営業施設としてそんなのはあり得ないです。だから、そういったところまでやはり及んで検討するような人たちに出てきてもらわなければ困ると思います。商売はそんなに甘っちょろいものではないです。

なので、全部とは言えませんが、そういう特別な期間のときには時間を延長するか、そういうことをフレキシブルにやるとかそんなの当たり前のことなので、これが最初からできないなんて言っていたら大間違いです。そんなところは大体私は発展しないと思います。そういう観点からやっていきたい。

ただ、普通は夕方になれば閉めてというのが一般的であります。だけれども、それをいかにできるかという工夫が必要になるのではないかと私は思います。その中でこのイルミネーションの点灯とか、そういったことはやはり十分考えていかなければならないのではないかと思います。1年中張り詰めたような中でもう全部コンビニみたいに開いているという、そんなことはできないわけだから。でもそういう観点でやっていく必要があろうかと思います。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

小項目2番については理解いたしました。

それでは、小項目3番の質問に入らせていただきます。米のトップブランド地として田園景観を体感してもらうため、実際の水稻圃場を施設構成に入れてみてはどうか。見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

この点についてお答えします。当市はやはり全国有数のトップブランド、南魚沼産コシヒカリの産地であります。なので、ふるさと納税においても非常に多くのご寄附をいただいているというところ、これは来場者の人たちもほとんど知るところになっていると思います。ここにある先ほどからテーマにしたい一番は、言い方はちょっと別にして、雪とかやはり米とかというのは、もちろん鉄板だと思います。外せない。この中において田園景観を体験してもらうために、道の駅の施設として水稻圃場というか、田んぼをそこに用意することはちょっとまだはっきり分かりません。

ただ、周辺全部田んぼですから、いろいろな協力の仕方ですらでもできる可能性はある。

私はそういうことを思っているのですけれども、まだ分かりません。決まってくる事業者の皆さんともいろいろ話し合う。すぐ脇で田んぼがあるわけですから、例えばはってをオブジェのように回すとか、やり方はいくらでもあると私は思います。なので、水稻圃場を施設構成に取り入れてはどうか。その設置している場所そのものが田園風景の中ですから、そういうことでつながっていければという思いであります。

あとは、例えば南魚沼市の観光協会は、今都会の子供たちの、田舎体験の人たちがいっぱい来ているのです。今武蔵野市はほとんど南魚沼市に来てくれているのです。物すごく増えてきています。

こういった意味からも、セカンドスクール事業といいますか、そういったことの中に取り込んでいって、道の駅もそういうフィールドになり得る。ご飯を食べる場所にもなるかもしれません。例えば民宿などからは、大分高齢化してきているから、3食全部作っているのは大変だという声も本当のことをいうとあるのです。でもそれが体験をしながら、その脇の道の駅のところの食べられるところで、みんなで何かを体験しながら食べるとか、いろいろなやり方はいく通りもある。だから、そういうことのフィールドにもなり得る。

なので、今のご質問ですが、直接施設構成に取り入れるかどうかはちょっと分かりませんが、周りを巻き込んでやっていくことが、やはり考えることとしては大事ではないかと思えます。

○議 長 3番・笠原大輔君。

#### ○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

施設の中に田園というの、質問しておいて何ですが、なかなかとがった構想で、実際建物の中に農地があるというのは実際可能なかどうかと、その辺まで深く掘り下げているわけではないのですが、あの周りには確かに圃場がたくさんあって、田園風景を見ることはできる。ただ、見ることはできる止まりと言ってしまうとそれまでなわけです。

私がこの質問の中で聞いたかったのは、例えば、訪れた人が「わー、田んぼがある」というふうにあぜ道を歩くということはなかなかできなかつたりとか、田植えの泥といいますか、そういったところで本当に田んぼを体感する。そういう意味で体感という質問にしたのです。

そういう一歩、やはりブランド地としてあそこに行ったら田んぼを感じられる。これまでは知り合いの農家に電話して田植え体験、稲刈り体験したいのだけれどもというようなことは、当市の中でもたくさん行われてきていたと思えますが、今日はちょっと出かけてみようというこの市に訪れたときに、子供が無邪気に田んぼの中で、それは田植えの後なのか、穂が出た後なのか、それは四季折々いろいろ楽しみ方があると思えます。そういった意味の体感ということで、大規模な圃場はもちろん必要はないと思うので、そういった意味で再度お考えを伺えればと思えます。

○議 長 市長。

#### ○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

先ほどの答弁で周辺を巻き込んでという話をしましたが、まさにそういう場所を造りたい

とも思っている。でも、駐車場の真ん中に造ったりするというのはちょっとできないと思うし、建物の中もちょっとないと思います。だから、周辺なのだけれども、極めてみんなが分かるような場所、何となく想定している場所は、多分担当部も準備室も共通認識を持っていると思いますけれども、ああいった場所でそういうことになっていけばいいというところは想定しています。

なので、これまで以上に何か学校単位で旅行みたいにして出かけてきてセカンドスクールに来なければできなかつたものから、道の駅に来ると、あるその時期にはいろいろなものが触れ合えるとか、そういうことはいっぱいメニューをつくれるのではないですかね。また、逆にそういうのをやってもらいたいと本当に思います。

そして、やはりテーマになるような米、雪を見せるような施設については、やはり入った人たちが素晴らしいという声を上げるようなものをつくり上げてみたいので、体験もそうですし、疑似体験としての雪国を全部見えてしまうようなものも含めて、ぜひカウントしてもらいたいということで、今お願いしているという状況です。

○議 長 3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

ぜひ、実際に入る事業者と深く思いを共有しながら、力強く進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。ちょっと前段が長くなりますが、今回ふるさと納税にしても、道の駅にしても、ちょっと項目にないところなのですが、つくり上げていく魅力という意味では同じかと思っています。その一方で、ちょっと誤解を恐れずに——ここだけ切り取られてしまうと困るのですが、この南魚沼市にはつくりあげていく魅力と、あえてつくられていない自然環境、何も無いという表現——ここだけ切り取るとよくないのですが、何も無いという中に全ていろいろ詰まっているという感覚を、私はこのまちに戻ってきたときに感じました。

なので、これからの魅力ある南魚沼市のために、例えばさっきの話とちょっと関連しますが、田んぼの中にレストランが限定的にあったりとか、何も無いというところも決して損なわず、両方つくり上げた魅力、つくろうとしてもつukれない魅力、この両輪をこのまちの魅力として、何も無い中にいろいろなものを感じてもらう、そういった観点について、最後、市長に思いを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅南魚沼の再整備事業について

多分、エッジが分からないようなレストランとか、田園のところこう、そういうイメージですか。ああいうのを見るとやはり感動を自分もしているの、何かそういうのを南魚沼市でどういうふうに取り組めるのか。でも、自分の頭の中はそんなに広くないですから、やはりいろいろなアイデアを持った人たちがいっぱい入ってきて、この道の駅も立ち上がってくると思います。皆さんの意見も含めて生かしていけばいいのではないですかね。

だから、「ないものはない」と言った、ある……島根県の海士町のもう亡くなった町長さんですけれども、すごいまちづくりをした人と知り合うことが市長になってからあったのです。キャッチフレーズが「ないものはない」なのです。後で考えてください。私もすごく理解するまでに時間がかかったのです。でも、そのキャッチフレーズは大したものだと思って。なので、何も無いところに価値があるというか、それにつながっていくと思うのです。なので、いろいろやはり思いを巡らせて、みんなで頑張っていきませんかという思いです。

だから、アイデアがあればどんどん言ってもらいたいし、それがつながれないわけではないし、最初から何も言わなければ何も起きません。あとはでも道の駅をつくるいろいろな人たちが関与してきますので、その中には我々が少し考えていない、外側から見た雪国の美しい演出の仕方なんかもあるかもしれない。田園風景の演出の仕方もあるかもしれない。そういうことにやはり果敢に取り組みながら来る人をうならせるくらいの施設をつくってみたいというのが、やはり我々の思いではないでしょうか。一緒に頑張りたいと思っています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、笠原大輔君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 15 番・今井久美君。

○今井久美君 高齢者支援について

大変若い質問、道の駅、ふるさと納税、夢のある質疑の後、高齢者ということでしたそのがれの質問ですが、ちょっとお付き合いを願いたいと思います。

私は今回の市議選で、地域に議員がいなくなるということを回避するために立候補したのだが、有権者と話し合うと同年代の高齢者からいろいろ悩みを打ち明けられた。家族のため、地域のため、会社のため、一生懸命働いて納税し、退職したら本来地区の老人クラブに入り、飲み会、小旅行、趣味の集まりに参加し余生を楽しむ、そんな老後を送る予定が地区の老人クラブは解散して、ない。それはあまりにも惨めで悲しい。財政的なことなら行政から支援があってしかるべきではないか。

以下をお伺いする。

1 点目、老人クラブが減少し、存続できないことをどう判断しているのか。

2 点目、まとめ役としての市の老人クラブ連合会もやっと存続していると聞くが、なぜか。

3 点目、運転免許証を返納したいが、病院に通うことを考えたらなかなかできない。発足した次世代交通推進本部は、公共交通の課題解決として答えてくれるのか。

以上、お伺いします。

○議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、今井議員のご質問にお答えしていきます。一生懸命またやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

高齢者支援について

高齢者の支援についてであります。私も長い間、多分 24 歳くらいの頃から地域の仕事に

携わりましたので、老人クラブの担当というのもずっとして、当時活気がありました。我々よりも元気で、旅行もしょっちゅう出ていくし、言葉は悪いですけども、飲み食いも我々をはるかに上回るすごく豪傑な人たちもいっぱいいたし、おばあちゃんなんかも元気でしたが、最近、ちょっと寂しいということは、お互い同じ思いだと思って答えさせていただきます。

まず1点目の、老人クラブが減少して、存続できないことをどう判断しているのかということ。老人クラブの数、また会員数は全国的、または全県的——当然ですけども——全県的にも減少傾向となっています。その原因として、どう判断なので、原因としてどういうことが挙げられるか。

まず1つは、当たり前ですけども、新入会員の減少、そして会員の高齢化に伴いまして、人が減ってきたことによって役員の担い手不足や負担感が増えている。こういうことがあるのではなかろうか。また、定年の、今度は仕事ぶりのほうへ行くと、元気なお年寄りも増えているわけでありまして、今まで60歳の定年が、今度は70歳くらいまでは正直言って会社も離さないというか、だからシルバー人材センターも人材難です。はっきり言って専らその話ばかりです。だから、いろいろなことが変わってきている。

定年の延長化の中で、働く高齢者が増えているということはもう実態なのです。なので、今まではちょっと元気のいい人たちが大体クラブに入っていて、そうすると大体若手だから、若い人は頑張れということで、若い人が役員をやったり、実働の動くところをやったり、準備をしたりとやっていたと思うのです。そういうことばかり見てきましたから。今それがちょっとままならなくなっているという状況があるのではないかと思います。

高齢者自身の生活、行動、趣味、嗜好の多様化もあると思います。俺はそっちに行きたくないとか、そういうお年寄りは前からいましたけども、やはりみんなでやるのをあまり好きではない人もいます。最近はそれが嗜好の多様化の中でちょっと増えているのかという気もするけども、いかが思われるでしょうか。私はそういうところもあると思う。

クラブの存続には、クラブ活動を運営する役員を担うという人がやはりいなければならぬし、その活動に積極的に参加していただく方、双方が必要ですけども、ここに市からの財政的な支援を増やせば、解散したクラブが復活できるというほど甘いものではないのではない、状況がちょっと違ふと私は思います。もちろん財政的な支援をやればそれが増えていくようであれば、そうすればいいですけども、それだけで解決できないのではないかと、多分今井議員も思われているのではないかと思います。私はそう思います。

自然に減少してしまっている現状は残念なことですけども、ある種嫌な言い方ですけども、時代の流れというののもちょっとあるか。何が言いたいかというと、私が青春期、青年会がどんどんなくなっていく時期に当たっていました。自分たちの集落とか周りを見渡しても、青年会がどんどんなくなっていく時期、加えて婦人会がどんどんなくなっていくのがその後が続いてきて、現在たくさんいるはずの人数は、老人会がそういうことになっている。少しその流れが何にあるのか、ちょっと分かりませんが、そういう流れを感じます。

自由意志でやはり入っていただくことが原則でありますので、これは強制はできませんが、しかし今の状況は少し寂しいという先ほどの話は、私もそのとおりに思って実感しております。

2番目の、まとめ役としての市の老人クラブ連合会もやっと存続していると聞くがということで、そのとおりにかもしれません。南魚沼市老人クラブ連合会——正式名称ですけれども、以下、市老連とよく言われている名前で申し上げます。加入している地域の老人クラブで組織をされていまして、加盟クラブ全体の連絡調整とか、活動の振興を図るための組織でありますけれども、市老連の会長や理事などの役員の皆さんは、各クラブの会員の中から選出されてくる。研修会、また各種イベントなど、他のクラブ会員との交流機会を積極的に設けるなど、より参加しやすい方法とか内容などを検討しながら活動してくれてきています。

しかし、存続自体も困難な状況にある。どういうことが起きているかということ、ある行政体の中で近年、市老連を退会したり、それから解散してくるクラブ、そういうところまで来ているわけです。誠に残念ですけれども、それに伴いまして市老連の役員を担う会員がそういうこともあって減少している原因になっていると思います。

繰り返しになりますけれども、いろいろな意味の行動、生活、趣味等の多様化もありますが、これまでと同様のイベントを実施しても、なかなか参加者は減少傾向であるところに歯止めがあまりうまく利かないのではないかという思いがあります。

3番目に移らせていただきますけれども、運転免許証の問題です。市民バスがよいところに来てくれないと、これはずっと言われ続けてきました。路線バスのことも便数が減少している。今は路線バスがこのまま存続はかなり厳しい状況。この中で議員がお話しいただいている次世代交通推進本部を立ち上げまして、今懸命にこの新しい姿を描こうとして頑張っているところです。まさに令和8年4月から一部スタートをさせることにやりました。急ピッチで今やっているわけでありまして。

この中では、乗務員の不足なのです。やはり交通もお金を積み上げれば、これまではそうやってしのいできたのです。お金を積んで便数を減らさないようにとか、路線を廃止しないようにとか頑張ってきたのですけれども、もうそういう段階ではなくなりました。何といっても乗務員が見つからない。人材不足も全国的な課題になっている。南魚沼市もそうです。このまま行くと、時を待たずしてもう崩壊する状況です。

なので、手をつけています。ネットワークの再編を進めています。令和8年4月から上田地区で開始することにしておりますA I オンデマンド交通の実証を実験的に始めて、そしてできるだけ早い段階で全市にそれを網羅していきたいと考えています。利用者からの予約に基づいて、A I ——人工知能が最適なルートを選定して、配車を計算して運行するという、どういう頭を持っているか分かりませんが、そういうことができる、可能になる、そういうシステムを入れて乗り合い型の交通サービスを進めるということでもあります。路線を残すところも一部出ますので、時間帯によってということもありますが、これをいわゆるハイブリッド型というふうに称しておりますが、こういう形で運行してまいります。

その中では——最後にいたしますけれども、A I オンデマンド交通のバス停は、駅や病院、例えばスーパーなどの公共施設、医療施設とか商業施設などのほか、各集落内でも、例えば3か所程度の設置を検討していきまして、今、市全体ではこれがイメージですけれども900か所くらいになるように見込んでいます。

今現在バス停の数はどうかというと、250か所くらいなのです。これが900か所くらいになってくると本当に——タクシーはできないので、ドア・ツー・ドアはできないのです。だけれども、限りなく自分の家の近くに正直言えばバス停があるということが実現してこよいかと思っております。こういったことで、先ほどの3番目の質問の公共交通の課題解決として応えてくれるかというご質問には、応えようとして今頑張っているということでご理解いただきたいと思えます。

予約方法など、利用される方々になかなか理解しにくいと思うので、本当はスマホから行けば早いのですが、ラインでもできるのですが、電話ももちろんやりながら、でもそれだってちょっと今までと変わるから、やり方が分からないという人も出てくる可能性もあるので、これは丁寧に地元に入って説明していく。今日最初のいろいろなご質問の中にあっような、医療の関係にも絡めながら、今井さんのいらっしゃる五十沢地区にも、A I オンデマンドの話もしながらよく説明に伺おうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議 長 15番・今井久美君。

○今井久美君 高齢者支援について

それでは、ちょっと再質問をさせていただきますが、私も老人クラブに1期目か2期目の議員のときから入りました。もう60歳になったら誘いが来ましたので、別に断る理由もありませんから、入っていろいろな行事に参加してきました。そして60代はまだ若造なのです。役員とかそういうことがなかなか回ってきませんから、内部のことはよく分かりませんが、なかなか入り手がないという悩みはその頃も聞きました。

私の地元の老人クラブの今年春の総会で、市老連もなかなか役員の受け手がなくて大変なのだ、あっちに行って駄目、こっちに行って駄目、そういう状況だし、機関誌の魚野川も発行できないというような話も聞き、情けないと感じました。そこら辺はもうちょっと後押しをしてもらって、また、俳句だとかそういった趣味の世界は、みんなに見てもらいたい、聞いてもらいたいという思いもありますから、後押しをこれからしてってもらいたいと思っています。

そして、この足の問題ですけれども切実なのです。病院に通いたい、免許証を返納してやはり今それができないので、午前中ちょっと話が出ましたが、医療の話に絡めて城内診療所に話に、五十沢地区のほうにも——城内診療所は城内地区の人だけではなくて、城内・五十沢地区の人が主に行っていますので、そこら辺をよく認識してもらって、この足の問題をよく分かってもらわないと、やはりいろいろな意味で派生してちょっと話が進んでしまいますので、市長、午前中の答弁の中で城内診療所の廃止の話は……

○議 長 今井議員、質問の途中ですけれども、(1)の老人クラブ……(「はい」と叫

ぶ者あり)もう3番で……

○今井久美君 はい、時代がどんどん進んでいます。(笑い声あり)そういうことですので、市長が五十沢地区へ入って説明してくれることを私も物すごく期待しています。いいシステムであれば、余計みんなが足に——病院に出てついでに買物もして家へ帰りたいという思いですので、それがうまく利用できて——今日の答弁の中で城内診療所の廃止が突如として出てきたわけではない。いろいろな計画の上で出てきたのだということですが、私も途中からこうやって議会に入っていますので、その途中のことなんかは分からないわけです。

だから一般市民も同じだと思うのです。だから途中の経過など何とか計画とかそんなことは関係ない。だから、その辺も頭に入れておいてもらって、やはりこれを進めていかないと、私は言いたくはなかったのですが、選挙で大和地域に入りましたときに、ゆきぐに大和診療所の問題、学校の問題、聞いていない、知らない、そういう人が物すごく多かったです。そうすると、こうやって強引に進めていくとあつれきがまた残ってしまうし、進み方が難しくなるので、この城内診療所の問題も同じようによく吟味していつてもらいたいと思っています。

それから関連してですが、今日午前中の市長の答弁の中に、議員の質問をいさめるような発言がありました。それは答弁の中で大所高所で質問するのはそうなのですけども、市長も議員経験者ですから、選挙を戦ってきてここで質問するには、どうしても地域の問題を背中に背負って質問をするということもあると思うのです。それを理解してもらって、また、市長として、一般質問とか、そういう議員の態度についていろいろな意味で、いさめてもらう場所はほかにあると思うのです。私は、井口前市長に随分政治的なことを教えてもらいました。そっと教えてもらうのです。だから、一般質問の答弁の中では、そういうことではないです。やはりそれは議会のルールの中で、議員はいろいろなものを背中に背負ってやってきますので、それを認識してこれからも運営していつてもらいたいというふうに思っています。

それでは、城内診療所の進め方についてはよろしく願いいたします。

終わります。

○議長 取りあえず答弁は……診療所は関係……城内診療所は完全に通告外ですので、運転免許証を返納したいが、病院に通うことを考えたらなかなかできないということについてという内容でない……(何事か叫ぶ者あり)では終わりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 以上で、今井久美君の一般質問を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議長 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会義は、明日 12 月 10 日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 4 時 36 分]